

第6回横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会

令和5年2月27日（月）

18時30分～

横浜国立大学教育学系事務棟3階大会議室

次 第

開会

1. 第5回横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会議事要旨（案）の確認について
2. 答申に向けて

閉会

資料1 第5回横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会議事要旨（案）

資料2-1 答申素案第一次案

資料2-2～2-4 素案第一次案に対する各委員のご意見

第 5 回 横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会議事要旨（案）

1. 日 時：令和 5 年 1 月 2 5 日（水） 1 8 時 3 0 分～ 2 0 時 1 5 分

2. 場 所：横浜国立大学教育学部事務棟 3 階大会議室

3. 出席委員等

（出席委員）

笠原陽子	委員長	玉川大学教師教育リサーチセンター客員教授、神奈川県教育委員会委員
前原健二	副委員長	東京学芸大学先端教育人材育成推進機構教授、東京学芸大学附属世田谷中学校長
大塩啓介	委員	横浜市立小学校長会会長、横浜市立獅子ヶ谷小学校長
奥脇裕子	委員	神奈川県公立中学校長会会長、厚木市立南毛利中学校長
川合良宏	委員	鎌倉市教育委員会教育指導課学校運営指導員、前鎌倉市立中学校長会会長
久保寺浩	委員	横浜市教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課担当課長
古島そのえ	委員	神奈川県教育委員会教育局支援部長
中戸川伸一	委員	神奈川県立平塚ろう学校長

（出席職員）

副学長（附属学校担当）・事務局長	関崎徳彦
教育学部長	木村昌彦
教育学部教授・副学部長	加藤圭司
教育学部教授・附属学校部長	梅澤秋久
教育学部教授・附属学校部副部長	小池研二
教育学系事務部事務長	大坪幸夫
教育学系事務部副事務長	田巻浩之

4. 議事次第

- (1) 第 4 回横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会議事要旨（案）の確認について
- (2) 答申に向けて

（笠原委員長）

ただ今から第 5 回横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会を開催させていただきます。はじめに大学の事務局から資料の確認をお願いいたします。

- ・田巻教育学系事務部副事務長より資料の確認が行われた。

（笠原委員長）

それでは、議事に入りたいと思います。まず初めに、お手元の資料 1 の第 4 回議事要旨（案）について、事務局から事前に確認のお願いをしておりました。ご指摘いただいた内容を反映させたも

のが、お手元にあるものです。修正等がありますでしょうか。無ければこれで確認ということにさせていただきます。

それでは、本日の議題に入ります。本日は答申に向けての意見交換を行うことになっております。前回確認をいたしました資料2の答申の骨子について、大学のホームページで約1か月間、広く意見募集を行い、34名の方からご意見をいただきました。その意見を項目別に整理したものが資料3となります。資料4は今までの議論を整理して、答申のたたき台としてご用意させていただきました。委員の皆さまには短い期間でありましたが事前にお目通しをいただき、ご意見等をまとめてきていただくお願いさせていただきました。今回は率直な意見をいただきたいということでお話を始めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ご意見、ご感想等をご発言いただければと思います。資料4の答申のたたき台を見ていただいて、皆さまからご意見をいただきたい部分は、赤い枠で括っている部分の4の実現に向けた課題の部分であり、パブリックコメントの中でも、様々ご指摘をいただいているところであります。それら全てが、答申の中に盛り込まれるわけではありませんが、中に盛り込んでいく必要があるというものに関しては、課題として入れ込んでいくことも考えられるでしょうし、附属学校をパッケージでという理念、その部分は最終的に答申として中心になる部分になるかと思っておりますが、そのためには、実現に向けた課題の部分と他の部分を分けた方がやり易いでしょうか。皆さまのご意見をお聞かせください。

(前原委員)

大まかには分けた方がやり易いのではないのでしょうか。

(笠原委員長)

それでは、そのようなご意見をいただきましたので、実現に向けた課題というところでパブリックコメントの中でも指摘されており、そして、この在り方検討委員会の中でも課題として検討してきた内容があったと思いますので、この辺りでご意見をいただきたいと思います。また、答申の骨子のところでは、この実現に向けた課題についてはもう少し記載されていたのですが、資料4は少し絞った形で答申に向けた課題を整理しております。削られた内容を載せた方がいいというご意見もあると思いますので、その辺りも含めてご意見をお願いできればと思います。

(前原委員)

大学によるガバナンスの課題というところで、パブリックコメントにもあったと思いますが、大学が附属学校のガバナンスの強化を進めていくに辺り、重要なステークホルダーである県の教育委員会との関係が課題であるように思います。その中で人事に関してそれをどのように考えるのかというところが気になるところです。

(古島委員)

県教委との関係が課題ということですね。意見の中にも両面あったと思います。具体的には、保護者の中から、教員が研究会に行き、それを生かしてということが話題になったということがあったと思いますが、そういうことの延長と言いますか、地域、神奈川県を教育を進めていく上で、附属学校の問題というのは神奈川の子どもたちにとって広い意味で、附属学校に通っている子どもだけではなくて、広く神奈川の子どもたちのために、教育のために資するということを期待しているところがあると思います。それが教員養成という部分でもそうですし、人事交流という部分でも、

附属学校でいろいろと鍛え上げられて、戻った時に各地区で力を発揮することで、それが、神奈川の子どもたちのために力を発揮していることにもつながっている現状があると思います。課題と言いますか、そこは両面あって強みであるということも考えられないかなと思います。

(前原委員)

私は附属学校の研修学校としての価値というのはとても大きいとっていて、それを生かしていくようにすべきだと思います。大学のガバナンスといいますと大学が附属学校のことを管理、管轄する方向が強いのですが、教育委員会、主に人事とか、研修のプログラムに関し、パブリックコメントの中で書きたくないのに退職届を書かされたっていうのがよくないと思います。せっかく附属学校ですので、もっとうまく使えるような、大学のガバナンスを発揮できるような仕組みにしてほしいということです。

(古島委員)

よく分かりました。確かにそういう面があるというのは、やはり十分にエビデンスができていないと言いますか、附属学校に派遣と言いますか、附属学校の教員として選ばれて所属してやっていくという時のエビデンスと言う部分が難しいというところで、そこは今後、もう少し大学と人事面で教育委員会が共通認識を図ったり、改善していけるという部分の伸びしろがあるのではないかと思います。

(笠原委員長)

その部分をガバナンスで説くのか、それとも例えば附属学校教員の人材育成という視点で、これまでも繰り返し事前の説明が十分でなかったことによって、心構えができていなかったり、人事交流により辞職を重ねることの制度に対する認識不足があると思います。ここでも、今後は人事交流をする上では、何のために附属学校に行くのか、附属学校に行くことによって自分はどのような役割を果たすのかということでの、派遣する側の教育委員会としての役割としてなのか、それとも、ガバナンスと言った時に、大学と教育委員会の役割の違いなどについては如何でしょうか。

(前原委員)

自分も大学の人間ですけれども、大学のガバナンスというと大学が明らかに主体で、どのように周りの関係者の意見を拾っていくとか、拾い方であるとか生かし方というのもガバナンスの中に入ってくると思うのです。そういうことについて、横浜国立大学、あるいは横浜国立大学教育学部としてはどうしたいのかということが書かれていてもよいのではないかと思います。

(中戸川委員)

今の前原委員のお話しですが、大学のガバナンスについては、基本的には附属学校との関係性の中の問題になっていくと思っています。その中で大学が附属学校の学校経営とか運営により深くかかわっていく。これまで、お互い干渉し合わないみたいな暗黙部分があったようなことが書かれていましたが、そうではなくて、大学と附属学校が一体化していくということがすごく大事だと思っています。その中で附属学校の人材育成の機能という部分については、それぞれの教育委員会との関係が大事であるということも含めてガバナンスというふうを考えていけばいいのかなと思っています。一方で教育委員会との関係性については、パブリックコメントの中にもありましたが、コミュニティスクールの委員のような形で、委員会の人をここに入れてもらうという意見もありまし

た。その辺りを整備すると県との関係、例えば人事の絡みなどの課題も共有できると私は思いますので、ここでいうところのガバナンスはやはり大学と附属学校の関係というのを中心に置いたほうが良いと思います。

(奥脇委員)

私は、骨子の意見一覧を見て、私たち、今回こういった委員として外部の目から様々な附属学校の在り方を見てきましたが、実際に附属の学校で今、子どもたちと向き合って、取組んでいる先生方は本当に情熱をもって、愛情をもって関わってくださっていることを実感しました。その上で、様々なご意見や厳しいお言葉もありましたが、何とか学校の未来像というものを考えているような気もしています。ガバナンスと捉えてしまうと大きな形になってしまうように思いますが、今回のポイントとしては先生方とどこかうまく歩み寄りながらいい形に繋げていくためには、今までの暗黙の了解の部分をもう少し明確にして、ある程度きちんとした取組みが皆でできるような関係を作っていくことから出発することが大事なのかなというふうに思いました。これまでも附属学校の先生方が附属学校から地元の学校に戻られるときに辞職願を書いた上で異動しますが、それは次の新しいステージに立つためには大事なスタートラインではあります。先生方が今、子どもたちと向き合って頑張っているその環境づくりを構築していくという部分では歩み寄るところをしっかりと作っていくことが大事なかなというふうに思いました。まさにそこから持続可能というところに繋がっていくのかなと思いました。

(久保寺委員)

今、皆さまがおっしゃられた通りだと思います。附属学校は附属学校単独で存在するものではないってというのは外から見るとしても、一般的な理解として教育学部の附属学校であれば当然大学の例えば、教育学部の開設の理念とか教育の方向性と当然附属学校は、そういった部分は一致しないと自然でないのかなと思います。大学と附属学校は干渉し合わないなどのお話がありましたけれども、そういうことがだんだん積み重なってきて、当初はきっと良い意味で、主体的にとかに独自性とかなくなっていったんだと思いますが、だんだん乖離が進んできてしまったのだと思います。まさにこの4行目にあるように大学としての確固たる理念の下での活動であってこそそのもの、というこのフレーズに結するのかな、というふうに思っています。ですから、切り離すのではないなというところで考えています。それから、今もお話がありましたが、退職届についてはフリーハンドで書けるものなので、書いた人はみんなそう思うでしょうし、でもそれが本質とはまたちょっと違うなっているのは皆さん理解されているのではないかと思います。

(笠原委員長)

他にいかがでしょうか。今ガバナンスのところですので、それに絡んでもう少し他の視点から何かありますでしょうか。

(川合委員)

自分も、退職願を書いたことはあるのですが、一番初めに何でそれを書くのかという説明が十分あるのかなということが大きいかと思います。附属学校に行くということは、いわゆる公立の教育職員の立場ではないのだと。人材育成というお話もありましたが、こういうようなことをやるために附属学校に行くなど、そこでモチベーションを高めて附属学校に行くというような繋がりをきちんと作っていくのが大事だと思います。併せて、ガバナンスに関しては、今回のパブリック

コメントを読んでいますと苦言もたくさんあるのですが、大学に期待をするものであるとか、大学や附属学校に期待するものや求めるものということも、かなり意見の中で出てきています。そのところが実態としては附属学校の先生はほとんどが公立学校の先生ですから、いわゆる教育委員会と公立の学校との関係で、ずっときている訳です。その感覚を持ちながらやっていますから、何かの時に相談をしたりとか、支援を受けたいといったことが染みついているかもしれない。そういう意味で、国の報告書にもありましたけれども、大学がいわゆる公立の学校でいうところの教育委員会の役割といった部分を充実させていく必要があるだろうというところの中で、大学の組織がどのようなものなのか、十分把握はしていないのですが、今事務局の先生方も講義を持っているということもあると思いますが、臨任であるとか、教育委員会で言えば指導主事のような、場合によってはこの指導主事が教授の方だとか准教授だとかに繋がるとは思っていて、いわゆる、そういうふうな仕組みのところを充実するのがもしかしたら、附属学校の先生の方からも求められているところなのかなってということが、意見を見ながら感じ取っていました。

(笠原委員長)

ありがとうございます。大塩委員お願いします。

(大塩委員)

パブリックコメントを読みながら、人事が大きいと感じました。やはり人が足りない、配置の問題もありますし、どの学校も人が欲しいんだというのは改めて思いました。その上で、人事異動の時に、こういう人がということだけではなくて、普段から教育委員会の方も見に行ったりしているのですが、すり合わせをしていかないと人事もうまくいかないと思っていますので、そこで改めて大学の理念というものが大きな役割を果たしていくのではないかと感じました。

(中戸川委員)

先ほど、川合委員の方からもお話があったところですが、大学が県で言うところの教育委員会的役割をというところではありますが、私は実際に校長をやってきて、やはり県教委からお叱りを受けたり苦言を呈されたりすることはもちろんあるのですが、やはり守られているという感覚はものすごく強いです。校長として教員に対して、あるいは子どもたちに対して、いろいろなメッセージを出し、学校はこういうふうになっていくとなった時に、教育委員会が後ろにいてくれるという心強さがあります。特に、今の時代は、保護者も意識が高い方がすごく多くなってきて、様々な苦情であるとか、学校に対する様々な要求などがあるのです。そこに、自分たちの後ろには教育委員会がいてくれるという心強さもあるはずです。だから、校長をやっているという部分もあります。そういった部分では、附属学校にとっても、後ろに大学がいてくれるという部分、居所と言いますか、そういうものがしっかりあると、校長も思い切った学校経営ができると思いますが、教員も思い切った仕事ができる、県や市町村の教育委員会に近いものがあることが重要なと思っています。

そして、もう一つ、私も県から附属学校に教員を派遣した立場でもありますし、自分も行ったこともある立場なのですが、人事の時期になると学校に伺って状況を聞いたりということはありますが、日常的に行き来をしているかというところがそうではなかった。これは反省も込めてであります。例えば、附属学校のいわゆる学校運営協議会みたいなものがあれば、そこに委員会のメンバーが入ってもらえると年に何回かは附属学校の様子も見学できたり、人事の課題についても共有できるので、それらを人事の時期に繋げていくことができるようになると思います。

(笠原委員長)

ありがとうございます。今の皆さまのお話しの中で、大学側の理念の重要性、そこに附属学校に対してどのような役割であるとか狙いを持っているのかということがまず明確になっていくことと、基本的に交流人事は継続することが皆さまのもととなっていて、そういった人の管理の問題と組織の部分の管理というところで、結局、横浜国立大学は教育委員会との関係の中で、より良い方向に改善していくためには、こういう点について今後十分配慮してほしいということですが、事務局としては、いかがですか。

(梅澤附属学校部長)

まず、人事のことと理念に関すること、この2つに分ける必要があるかと思いついて伺っていました。まず、理念に関するところは、やはり国立大学附属学校の存在意義、ここがまず何より大事かと思われれます。そのことが、結局のところ大学によるガバナンスというところに話が帰着するのかわかると思われれます。今、良くも悪くも少し5つの附属学校がガラパゴス化している、それぞれの附属学校が独自に研究を進めている。その内容自体は非常に評価すべきであると私自身の立場としても思っているところではあります。やはり理念をベースに大学としての国立大学附属学校としての理念を基盤にそれぞれの研究を進めてもらいたい。そのことが、大学と附属学校の関係に繋がるのかというふうに思いついて伺っていました。おそらく、大学からのコンセプトというのはたたき台の裏面にあるミッションの部分と重なってくるのかと考えているところでございます。

また、人事に関するところは、早速動きを作っております。事前の説明と同意が進んでおりましたのが横浜市さんになります。事前に給与面であったり待遇面、手当、身分等の一覧表を異動して来られる方に事前に提示をし、それで合意を得た上で派遣をしていただいた、というお話を伺いましたので、そのことを今、県教委及び川崎市教委にもお願いして、今年度の人事異動から早速そのような取組みをしているところでございます。人事異動に関するところはおそらく改善が進んでおり、加えて本学のミッション自体も明確になると、こんなことを研究している学校ということが、県教委あるいは市町村教委、もっと言うてしまうと担当の校長先生、現附属学校の校長先生などからもお話しをしやすくなるかと考えているところであります。併せて、存在意義と各附属学校あるいは本学全体の附属学校のミッションが明確になると異動がスムーズに進んでいくと考えているところであります。

(笠原委員長)

ありがとうございました。今事務局からのお話しの中にあつた横浜国立大学教育学部附属学校という言い方をされていたのですが、この議論の中でも大学の附属にするのか教育学部の附属なのかということについては少し議論があつたと思うのですが、その後の議論の中で、新潟大学の事例も伺いましたが、この在り方検討委員会としては、少なくとも現状の教育学部附属学校という、この枠組みというところで皆さまは考えていらっしゃるということによろしいでしょうか。大学の附属にするということに関してのお考えについては如何でしょうか。意識としてはやはり教育学部の附属という感じでしょうか。

(久保寺委員)

附属学校教員の人材育成というお話が先ほどありましたが、私たち自治体の方でも結局、戻って学校における人材育成と言いますか、教員の育成ということで考えると、教育学部というところが直結するのが自然なのかなと、自分は思ったりして伺っていました。

(笠原委員長)

他のご意見などは、如何ですかどうですか。

議論の中で、私も少し触れたかと思うのですが、これからの社会を考えた時に、人的にも様々なものを持っている大学が本体なわけですから、その本体が位置付けるというやり方もあるかもしれない。一方で、久保寺委員がおっしゃったように、皆さん公立学校に戻る時のベースは教育という舞台なわけですから、教育学部附属であることが重要なんだ、という認識もあるかと思えます。その辺は、今後の社会は分からないわけですから両方を併記する、その場合にはそれぞれ大学の中で、それを検討していただいてより良い方法としての選択もあり得るみたいな書き方をするのか、それとも、少なくともこれまでの経緯も含めて、これからのことを考えると、より教育学部附属として存続を続けていく。ただし、その際には、今までの在り方では、当然いいとは思っていないわけですから、そこに少し教育学部として、教育学部附属として存在を続けていくとするならば、こういう点については今後改善の余地があるだろうというようなイメージがよいか。

(中戸川委員)

前回の委員会の時に新潟大学の話をお伺ったのですが、横浜国立大学としては附属学校をこうしたという思いはあるのですか。大学附属にしたいとか、その辺りは如何でしょうか。

(関崎事務局長)

学長が少し考えているのは、そういう他大学の事例がある、そういう形のものがあるということをお最近、お気づきになり、来月、新潟大学に直接視察に行くとお伺っています。それは、大学直轄ありきということではなくて、メリット、デメリットを学長ご自身で確認したいということですので、明確にこういう方向で行きたいということではないです。

したがって、今お話を伺ったように、これについては、この委員会としてはこういう方向で、しかしこれからの世の中のことを考えると両論併記とはいかないまでも、こういうこともありえるのではないかという感じでしょうか。

(木村学部長)

以前は附属学校のことは全学的にどうしたいとかいうことはありませんでした。逆に言えば、削減とか縮小とかそういった課題がずっときていました。横浜地区を潰すのか、鎌倉地区を潰すのかなど、それが、今の学長は、教育は大事でしょうということで、廃止、削減ってということではなく、どうあるべきなのかということで考えて下さっています。学長が変わるとどうなるのかというところが、不確かなところなんです。大学自体がどう思っているのか、教育学部自体がどう思っているのか、なかなか一貫したものではありません。しかしながら、教育学部として、附属学校は必要であるというの間違いありません。時の流れで、誰がトップになるかで変わってくるというのが現実です。

(中戸川委員)

私自身、どちらがよいのか自分の中で答えが出ていないのですが、それは、教育学部附属は、これまでにも意見にあったのですが、これからの社会ということをお考えた時に産学連携とか、いろいろなことが言われている中で、附属学校の例えば教育学部以外の先生方と繋がっていくことのメリット、これを落とし込んでいける可能性が出てきたりとか、もしかしたらあるのかなという思い

も少しあって、果たしてどちらがよいのかというのが自分の中で結論がなかなか出せないというのが本音です。

(笠原委員長)

なかなか結論が出るものでもないと思います。私たちがここで対応しなければいけないのは、枠組みとして今後どういった方向性を取っていただきたいのかというレベルですので、それ以上踏み込んで議論をして結論を出すといったところは我々のこの委員会の範疇を超えた部分だと思います。少なくとも附属学校の今後のあり方として、教育学部附属といったところをベースにしつつも、副学長もおっしゃったように、今後の展開の中で大学との繋がりをもっと強くしつつ、新たな方向性も見えてくるのではないかとといった辺りに落とし込んでいく方法しかないと思いますので、少なくとも皆さまの意識の中には教育学部附属の学校だ、といったところをベースにしているところが大事なかなと思いますので議論はその辺りで結構かなと思います。

これ以外のところでも如何でしょうか。

(川合委員)

ガバナンスについてはよくわからないのですが、根幹だと思いますので。今回、大学がどういうふうな規則で動いているのか。大学ホームページの規則集を見させていただきました。いわゆる学校規則というものはそれぞれの市町村にもありますし、県にもあります。大学もそれに準ずるようなものはあったのですが、割とさっぱりしたものだと思います。もう少し細かい部分についての内規があるのかもしれませんが。学校を運営していく中で先ほどお話もありました拠り所ではないですが、今の規則などで動いているのかなという部分と、その規則が十分浸透できているのかということを感じました。自分の市と比べてみると教育課程の編成ってということについては直接的な表現がなかったり、また、教職員の部分については、権限という内容についてであれば、例えば、校長の職務権限という言葉はあるのですが、具体的な内容がなく、副校長が校長の権限なくできるよという記載はあったのですが、もう少しその辺のところを整理したほうが学校も動けるのではないかといい気はしました。

(笠原委員長)

私も規則についていろいろ調べました。横浜国立大学の紀要か何かに、元教育学部の福田先生が校長だった時に書かれた文章の中に、鎌倉中学校の校則に附属学校の役割は書かれているという表現がありました。いろいろと探したのですがそこまでは出てきませんでした。事務局の方に伺いたいのですが、各学校にそういうものがあって、大学としては規則の中で附属学校がここにあるというくらいしかないのですが、今、川合委員がおっしゃったように、教育課程であるとか、それぞれの附属学校の役割、位置づけ、その他内容等について何か記載されているものはあるのでしょうか。

(梅澤附属学校部長)

原則、ルーズな作りになっていると理解しております。というのは、研究校ゆえにこれをごっちゃり決めてしまうと自由が利かなくなるというふうに我々は理解しております。

(笠原委員長)

附属学校には校則はあるのですか。

(梅澤附属学校部長)

各学校であります。それは、ホームページ等には載せてない場合もあります。

(笠原委員長)

ただ、福田先生がお書きになっていた論文的なものの中には今後の附属学校のあり方っていうところを述べられるにあたって、校則に書かれているようなことをベースにしてお書きになっていたもので、何らかのものはあるのだろうというイメージとして捉えていたんですけども、それがあんまり表に出ていないということですかね。

(梅澤附属学校部長)

そうですね。そこは各学校にお任せをしているところですので、ガバナンスが効いていないところがあるかと思います。

(笠原委員長)

ある意味ルーズであるということは、研究開発校として、ある程度柔軟に対応するためには、その程度のものであることが望ましいのですか。

(梅澤附属学校部長)

今、新しい学習指導要領でもそうですけれども、社会に開かれたカリキュラム、ゆえに、その説明責任が果たせることが大前提ではありますが、そのステークホルダーに対する説明と同意が図れるように各学校長にはお願いしているところであります。

(木村学部長)

今、言われたように、ある意味ルーズというか緩やかな中で、一番のポイントは以前、研究者が校長であったため、副校長の権限というのがしっかりあったのですが、今は、元校長先生が入ってきてくださっています。今後は、いろいろ多岐にわたる問題があった時に、学校の上の学部、大学といったところがどう機能するののかということも含めて、しっかり落とし込むところは落とし込まないといけないなというふうに思っています。

(中戸川委員)

例えば、法人化前の国立大学時代には文部科学省からの指導は、例えば教育課程について、これは授業日数が足りないのではないか、いわゆる学習指導要領というのに基本的には則っているのかなど。それとも、その辺りもいわゆる研究校なので自由にやっていますよ、という状況になっていたのか。文部科学省からこんなことを言われているというものはあるんですか。

(梅澤附属学校部長)

法人化以前のことについては、私も少し分からないところなのですが。一方で附属学校のミッションとして、普通教育と研究と実習がございます。なので、原則学習指導要領です。しかし、その後のプラスアルファはかなり自由度が与えられております。例えば、お茶の水女子大学附属学校ですと教科名などが根本的に違ったりしています。哲学科とか、からだ科みたいな形で教科名すら大幅に変えて研究をしている国立大学の附属学校もあります。

(川合委員)

今、研究校であるがゆえに緩やかにという言葉があったのですが、この委員会の中でも、5附属学校を一つのパッケージとして考えるというところが最低ベースになっていると思います。そこが、どこまでをベースにするのかという部分について、度合いがあるのですが、かなり緩やかだなという感じを受けました。せっかく今回5つの附属学校を一つのパッケージ的にやっていくということであれば、ここは抑えて、ここはそれぞれの学校にする。もしかしたら、研究を理念に言葉を繋げるのは難しいかもしれませんが、大学の理念がそこに入ってくることにも繋がるのかなという感じがしました。

(笠原委員長)

前原委員いかがですか。大学によっても状況は違うかもしれませんが。

(前原副委員長)

公式な決まりとしては、もちろん学習指導要領準拠ですが、実際は幅があると思います。私のいる学校でも、授業日数確保の問題は話題になります。

(笠原委員長)

川合委員のおっしゃった5附属をパッケージで考えるといった時のどこをベースにするのかという部分はこの後の議論に繋がりますので、そこは頭の片隅に入れていただきながら、一つ線を引いていただけたらと思います。他はどうでしょう。

(中戸川委員)

パブリックコメントの中に書いてあることで気になっていることがあり、きれいごとでしかないといえばそうなのですが、読んでいて、基本的に、この方の捉え方は大きく間違っているなど私は思いました。それは、今回の附属学校の課題、テーマにもなっている、持続可能な共生社会の実現ということと、それぞれの学校でやってきた研究の位置付けというのは、どちらが先だっという問題ではないと私は思っています。むしろ包含関係でいうと、いわゆる共生社会というのは大外にはあるはずだと思っています。本来はそうであって、それぞれの人たちがその中で、一人ひとりが自分の力を存分に出せる、全員参加型社会というのが共生社会で、どちらが先だということではないと思います。この方の言い方だとインクルーシブなどについては反対ではないのですが、それは、自分たちの研究がまずあって、その次に考えることというように取れるのですが、根本的にそれは間違っていると私は思っています。同時並行的に考えるべき事であってどちらが先だっという問題ではない。このことは5つの附属学校の教員全体に、もちろん大学も含めてですが、そこが、当然そういうことだよ、ということが全ての教員でまずきちっと理解しておくことが大切。例えば、年度の初めに5つの附属学校全体の集まりなどで、附属学校が目指していくこと、学部が目指していくことというのは、附属学校も含めてこういうことであるなど。ここはきちっと理解していかないといけない部分だと思います。自分たちの研究をないがしろにするのかと、そういう話では全然なくて、これまでやってきたことは当然尊重されるべきものです。当然、同時にインクルーシブな教育、共生社会に向けてとといった一緒に考えていかなければいけない、ということ全員で押さえるべきことだなと、これを読んで思いました。

(笠原委員長)

いろいろな捉え方があると思います。先生方というのは現実的ですので、単にそういうふうになってきているんです。さっき言った理念との関係で、理念として我々はどういうことを附属学校に求めるのかということと、その理念に到達するためにどこから取り組むべきかというのはそれぞれ、5つの附属学校それぞれだと思います。ですから、その研究が大事だということも附属学校の3つの役割の中にあるわけですから、そこは、書き込むことの難しさがあると思います。そこは、それぞれの理念に向かってどういうプロセスを向けるかという辺りで、どこからどれをまず優先してやっていくのかではないかと思います。

(古島委員)

今のお話でいうと、授業を研究していく中ではやはり授業を改善していくことだと思います。そこには目の前の子どもがいる訳ですから、その子ども一人一人に注目してそれで授業を改善していくということそのものが、インクルーシブであるということの研究しながらそのことに気づいていく。それが本当に他校のモデル校だと思います。だから、インクルーシブっていうこの意見の中にはいろいろと極端なことが出てきますけど、本当にそのことは理解しやすいようできて、実は難しい。世界平和と同じでゴールがないみたいなところで、そういったことを追及していただくとするのは、後の方のテーマにつながるとは思いますけど、そのことが附属学校の持続可能的なというふうに思います。

(前原副委員長)

できないものはできない、間違っている意見は間違っているというニュアンスをきちんと出した方がいいというふうには思います。

(笠原委員長)

大事なことだと思います。

(前原副委員長)

5つの附属学校の物理的距離については特に意見はなかったのですが、難しい問題だというのは分かるんですが、教育学部の規模縮小のことについては、前回の委員会の時にお話ししていますが、教育学部の規模縮小に伴って附属学校も減らしてしまうと後で教育学部は増やすことができるかもしれないが、附属学校は多分増やせないで、維持した方がいいという意見です。例えば、つい先日もなにやら2年制の教員養成課程を国立大学に作るなどの話がある新聞に出ていました。短期的に臨時措置としてではありますが。こんな事をしたら通常を考えればですが教育実習が2倍になるわけです。そういういろいろなものがあって教職大学院だって拡大するかもしれないなどと思うとそこは、横浜国立大学に頑張ってもらいたいと思います。

次は働き方改革についてですが、私、学芸大附属校の校長としてきちんと意見を言うように教職員から言われました。横浜国立大学教育学部附属学校のミッションは3つありますので仕事量は公立学校に比べ3倍まではないが3倍近く仕事がある。それを普通にやると勤務時間が長くなってしまふことは致し方ないように思うのですが、私はこういうふうに説明します。附属学校に勤務しているということは能力の高い教員が勤務しているということ。能力の高い教員が同じ勤務時間の中でそれらの仕事を密度濃くできるという前提である。世の中のすべてのサラリーマンはそういう前提で能力の高いサラリーマンのみなさんは同じ勤務時間で密度濃く仕事をしているのであって長時間仕事をして成果が上がっている人を能力が高いとは言わないというふうに考えられる。従って

皆さんは、皆さんとは附属学校の先生です。定められた勤務時間の中で大変でしょうけれども教育と研究と実習生の指導をやっていただきたい。その点だけは本当に申し訳ないが、勤務時間と勤務の内容についてこういうふうを考えるべき。無理筋だということは分かっているのですが、そう考えるのが妥当ではないか、というふうにお話はしたところです。従って勤務の内容が多いから勤務時間がどうしても長くなってしまふ、という意見は沢山あり、その通りなんです、これは今私が言ったような理屈でしか突破できないというふうに私は考えていました。

(笠原委員長)

ありがとうございます。

(大塩委員)

元国大附属職員が知り合いにいたので話を聞いたときに、今の話の業務について、業務量はそれなりに多い。それで、大変なことも多い。だけどそれを自分たちの情熱でやはり乗り越えてきて、それが今、いろいろ言われている中でうまく進めてほしいな、ということをしていました。で、やはりどういうふうにしたらいいか、具体的に言うと、先ほどの人事の話になるのですが、人が足りなくて困っているところに少しでも手当をするとか、あるいは、先ほどの研究の進め方もそうですけど、自分たちがこういうことをやりたいんだという研究に対して、より支援してあげられるとかそういう情熱に答えられるようなことを少しでもやることによって、働き方もそうですけど、モチベーションが落ちずに済むのかなということは話を聞きながら思いました。ただ、具体的に言うと、例えば今、残業の問題が出ています。その残業代をクリアするためには残業を減らすしかなくて、そこで浮いてきたお金で人を手当するとか、それか、お互いにギブアンドテイクではないですが、できることがあればそこをお互いに考えて残業時間を減らしながらやっていく。でも、仕事を減らすためにこういう人を当てますよ、という、そういうことがもし可能であれば考えられるのかな、といったことを少し感じました。

(奥脇委員)

いろいろ、ご意見がある中で、やはり勤務する上で、整備しなければならない問題もあり、骨子の中で出てきている現状の課題等の中にあるのかなと思うのですが、先ほど、前原委員がおっしゃったようにできることとできないことはある程度きちんと明確にすることが大事だと思います。やはりやっていかなければならないということがあって、そこから減らしていける業務もあるのかな、と思ったときにその辺の線引きをまずきちんと横浜国立大学教育学部附属の学校としてやるべきこと、こことここは整備するといったような部分がもう少ししっかり整備することでいくつか変わっていくこともあるのかな、と思っています。それとやはり、研究はしていくのですが、研究の柱になる部分が学習指導要領の変更や、それから、いろいろな柱になる部分が変わってきていますから、10年前の研究の視点ではなくて、やはり今の実情に合った教育改革、それからベースになるものというのがあると思います。やはりインクルーシブ教育として神奈川県が進めている取組みについて、やはり、附属学校の先生方が先進的な活動に繋がっていかれることも、やはり新しい研究の視点かなと思っているので、そういったこれまで検討してきた内容でこの5つの附属学校が逆にそれぞれの持ち味を生かしていけるような、体制づくりを応援していく部分は必要なのかな、と日に日に感じています。ただ、整備をしていくところという部分が大事なので、そうすると、部活動、附属鎌倉中学校に関しては、私はやはり部活の数は多かったなと思います。人数、それから教員の負担で考えると、これは学校の方で決めていくことですが、もう少しそう

いった整備をしていく部分も増やすことで、より良い在り方につながる発信源が見つかるのではないかというふうに思います。

(笠原委員長)

ありがとうございます。

(古島委員)

先日、子どもたちの声を聞くというシンポジウムに参加した時に、学びを作るというテーマだったのですが、中学生が今の部活動の休日の地域移行の話題などの話を聞いているととても不安になると言っていました。私たちは、子どもにとっての授業の研究などに取組んでいますけど、丸ごと部活動までが中学校生活でそこから自分たちは学んでいるのだということを発信してくれたんです。それで、これまでの議論の中で横浜地区と鎌倉地区についての部活動の議論の経緯もありましたけれども、子どもの活動というものも保証してあげるという視点も必要なのかな、というふうに思います。先生方の働き方とそれを両立させるために外部委託という話にもなってくると思うのですが、大学にも体育科もありますし、音楽科、美術科といったリソースがたくさんありますので、そういうところを活かして、学校が請け負うのではないけれど、子どもたちの活動も保証されるというような、そういうイメージが他の県内のみなさんも持てるような形で示していただけるといいなと思います。

(奥脇委員)

ちょっとそれに付け加えて、この骨子の中にもあったのですが、附属学校は大学のいろいろな大学生がサークル活動とかあるいは運動部に所属している学生がいて、その学生たちと連携を図ってその部活動の指導支援ができる体制を作れると思いました。逆に市町村の私たちの方が、本当にどうするのだろう、というのが部活についてはありますが、逆に横浜国立大学のいろいろなところに繋がる部分では、整備をする、だけど、今、古島委員がおっしゃったように子どもたちは部活動を通して仲間といろいろな学びを開きたいという部分の応援ができる。もしかしたら附属学校では何か形を作れるのかなというふうにこの骨子の内容を見る限りでは思っています。ただ、実際には部活動の問題は全国的な展開で地域校の校長の話とかいろいろなところから影響してくるので、横浜国立大学教育学部附属学校ということではなく、教育学部の附属の強みを生かせる取組みを期待しています。ものもあるのかなと思っています。

(川合委員)

今のお二人の部活動のご意見について、公立学校であればそうかなと思うんですけど、今ここでは附属学校の在り方、という視点でといったときに、附属学校の使命の中で部活動っていうのはどういう位置づけになっているのかっていうのを考えなければいけないと思います。基本は教育と研究と教育実習というところに附属学校の使命がある訳です。そうするとそこにいる先生たちはやはりそこを集中してやる環境作りをしていく。子どもたちが家庭も含めてですけど、附属学校を選んで受験をする訳です。とすると、この附属学校はこういう学校ですよ。研究をする学校なんですよっていうことを承知の上で来るのであれば、極論を言えば部活動をなくしてしまってもいいのではないかと思います。もし、やるとしたら小学校のクラブ活動的に時間の中で、勤務時間の中でやっていく。それが一つは課外活動につながるだろうし。違った視点で言うと教員の人材育成、超過勤務のお話の中で、部活動のところにも出ていく、そうすると公立学校ではそういうことはあり得な

い。特殊業務手当という非常に少ない中でやっている。だけど、附属学校に行くともものすごい金額が入ってくる。同じことをやっているのに違う。附属学校に行った先生が公立学校に帰ってきたくなくなってしまうといった極端な話にもなる。であれば、いわゆる超過勤務手当というのは本来の附属学校の目的であるところの使命の3つに充てて出しているんだよという整理をするということもある意味では働き方改革にもつながっていくのかなと思います。あるいは大学の予算的なものにもつながってきますし、その辺の視点を整理して附属学校の考え方っていうところをポイントにして議論した方がいいかなと思います。

(笠原委員長)

部活動に関しては前回の部活動のお話の中で、今、川合委員のおっしゃったような視点から、これは大きく見直していく必要があるというところでの一定の合意形成はできていたという認識しております。なので、お考えはわかるのですが、この働き方改革ということの必要性に関しては、待ったなしでやらなくてははいけない。ただ、どうするかということよりも、その部活動の在り方であるとか、先ほど出てきた入選の在り方であるとか、というそういう視点を整理する中で、より、附属学校のミッションに沿った働き方ができるように舵を切っていくってほしいというぐらいのところ整理をするのが一番いいのかなと思うのですが、そうなってくると入選で意見があった抽選、過去に抽選があっただけというところもあったと思うのですが、この議論の中では、入選はやめた方がいいのではないかという意見に流れていた気がするんですが、違いましたでしょうか。記録を読んでいくと、そういった記載の部分があるのですが。それでは、そこはまだ皆さまの中ではしっかりと整理できているという認識がないので、入選のことで意見いただけるとありがたいのですが。

(前原委員)

入選を、業務の多忙問題と考えるか、生徒の質とか層と考えるか、両方あるのですが、私は生徒の質はある程度セクションすることは必須だというふうに附属学校に関しては思っています。附属特別支援学校に関してはちょっとよくわかりませんが、小学校と中学校についてはそうだと思っていて、そうでなければ生徒の層はすごく多様化して先生方の業務がやや複雑化することは確実だと思いますので、その部分で、セクションを行って、やや、生徒指導面での業務の複雑化を軽減することが望ましいと思います。しかしそのようなことをしたらそこで教育実習をやっても公立校に行っても使い物にならなかった、そこで研究しても他の公立校に使えないという議論はわかりませんが、その議論には当たらないと考えています。そういうことを言うのであれば附属学校はいらないということになると思いますので、まずそっちから私は考えます。

(笠原委員長)

ステークホルダー等のご意見の中では問題作成から始まって、採点業務を含め、やはりそのための時間が割かれる。

(前原委員)

小学校は事実上、問題はないに等しいですね。

(笠原委員長)

中学校の方でもありますが。ただ、この議論の中で、たとえ公立のモデルになるような附属学校の在り方ということ考えたときには、それこそ、いろいろ子どもたちがいいのではないかな。

なので入試もなくていいのではないか。というような流れがあったように私は記憶しているのですが。

(中戸川委員)

附属学校がある横浜地区、鎌倉地区は小中両方あるので、2パターン作るのがいいと思っています。一つはやはり公立の学校のモデルになるような、つまりいろいろな子どもたちがいる、外国に繋がりがあのような子どもたちがいたりとか、障がいがある子ももしかしたらいるかもしれない。でも、いわゆる地域にある小学校に行くようなモデルをやはり一つは作っていく。でも、一方では、これまでの附属学校の選ばれし子どもたちが学べる環境。でもこれって日本の中の縮図にもなるのではないかと私は思っています。もちろん素晴らしい、言ってみればすごく優秀な子たちが世の中にはいて、その子たちが行きたい学校というのものもあるでしょうし、でも、やはり公立の学校に行きますよ、という子もいるわけです。その中に、特別支援学校みたいな学校、そういうところに行く子もいる。せっかく5つの附属学校があるから、その、ミニチュア版を作ってしまう方がいいのではないかと思うわけです。ですから、横浜にある小中と鎌倉にある小中が同じでなくていいと、むしろ、違った方がいいのではないか、というふうに私は考えています。一方ではきちんと選抜をやりまます。でも、一方では選抜は抽選のみです。誰でもいいから受けてもいいですよ。というふうなモデルを作っていくというのも考え方の一つとしてはあるのではないかと思っています。せっかく附属学校が5つあるのだから、そういうメリハリをつける、そういう外への見せ方というのも私はあると思っています。

(前原委員)

私はその実験的なアイデアには大いに賛成なのですが、実際問題としては教員の配置とかを巡る条件は公立の学校よりもむしろ悪いくらいで、尚且つ、教育実習生を大量に受け入れて、研究もしてということをやるとするのは大丈夫なのか、と思います。それは強く思うものですから、選抜のための試験問題作ったりするのが大変っていうのは、そうかなって思うのですが、一部の国立の中学校は既に入試問題の外部委託っていうのを始めていますし、金で解決することになりますが、いろいろやり方あるのかなというふうに思っています。

(久保寺委員)

自分は先ほど、委員長がおっしゃられたようなそういう流れで理解していましたので、そういう多様な中での教育と言ったら、そもそも、附属学校としての存在意義という話をいただいて、そういう考え方もあるんだなと思いました。一方でなかなかこの、答申の中にも書かれていましたが、附属学校で行っている、例えば、研究とか実践が、どれくらいその地域の学校で活かされているのかということですが、教育委員会はそこを把握していないのではないかと、言った意見も書かれたりしていました。把握して、それをそのまま施策としようとはしていないのかもしれませんが、個別の学校を見ると、活かしてはいる部分というのは沢山あるというふうに自分は捉えてはいます。そういう中で、選抜された子どもたちだけでの研究について、そのまま持ってくるのがいいかどうかかわからないですけども、今の課題、地域の学校での課題というのは、なかなか落ち着いて教育課程とか授業研究などももちろんそれもやっているんですが、それよりも、多様なステークホルダー、もっと言ってしまうと保護者であったり地域であったり、いじめ問題であったりということに対して、現状、学校は疲弊しています。そういった疲弊している部分を、例えばこんな突破口が考えられるよね。それは先ほどたくさんの実習生とお話させてもらいましたけど、たくさんの実習生のバ

ックには大学の先生方である研究者がいらっしゃるわけじゃないですか。自分はまさにそれがその理念の下での活動というか、附属学校としての強み、これは地域の学校にはない訳です。それは実験的な取組みになるのかもしれないですけども、あれやってみようかな、これやってみよう、ある意味、特別支援教育もそういう部分が往々にしてあるかなというふうに思っていますので、自分は、先ほどのように住み分けしてもいいですし、無くすというのも一つ考えていいのではないかと思っています。

(笠原委員長)

私たちもご意見をいただくと揺れ始めてしまいます。我々が何をベースに考えていかなければいけないかということにもう一回立ち返っていただいた上で、どうするのかというところを整理していかないといけないので、できないものはできないとするところがあるでしょうし、入選あり、入選なしというのが一般の保護者たちにどう理解を得られるか。実験的って、モルモットじゃないんだからという意見もあるでしょうし。教育というステージのところで何をステークホルダーが附属学校に求めていこうとしているのか、といった部分は冷静に考えていきながら、全てがそうだよ、ね、と思ってもらおうというのはあり得ないんですけども、こういう方向で行くと、ある意味、少し附属学校にとってもそれ以外の公立学校にとってもいい方向に行くのではないかなというイメージがどれだけ持てるかという辺りについては少し、考えていく必要があるのではないのでしょうか。

(大塩委員)

実習生の話ですが、附属学校に生徒の立場でいくと、実習生が、勉強があまりできない子どもたちがいる中で実習をやっていくのはすごく難しいのだろうなと思っていて、今日的な課題でいろいろな子どもたちがいるからそれに対応できるようにするために、入試を無くすというのもそれも一つの考え方なのですが、実際に教員養成というところで考えると、ある程度一般的な子、それなりにできる子どもたちがいて、指導を行った結果、この子たちが理解してと、そういう場面を実習生にはやはり作っていかないと、やはりハードルが高くなってしまわないかなと思います。実習生は何にもゼロのところからスタートしていくので、そういう中で、指導法を学び、そして子どもたちとのやり取り、受け答えを学び、そして先生になっていきます。最初のハードルが高いとそれは厳しいのではないかなと思います。学校の中から見ていてなんとなく思いました。それで、中学校から入試でまた入ってくる。そうすると、その子たちのレベルがとても高い。小学校から上がってくる子どもたちは、抽選もあるのでそんなに高いわけではないのですが、中学から入ってくる子どもたちのレベルがとても高いので、その差が当然生じてきますし、中学の子どもをどうするのかということをやより考えていかないと小学校だけどうこうというより小・中セットでこういうパターンにしましょうと、いうふうに考えていかないと、またそこに差が出てくるのかなと思います。入選があった方がいいのか、無い方がいいのかそれは今日的な課題を解決するためということで行くのか、それともやはり教員養成というところで考えていくのか、あるいはエビデンスを導く研究というスタンスで考えていくのか、そこによっても変わってくるかなと思っています。

(梅澤附属学校部長)

本学の附属学校に無いものをお伝えします。就学支援委員会です。つまり一般の自治体であれば、障がいがありそうなお子さんたちを第三者の委員会が、特別支援学校相当あるいは特別支援学級相当という答申を出し、それが教育委員会の中で裁定をされてどこに配置すべきか、これは残念ながら国連から勧告を受けた分離教育の流れの一つではあるのですが、一方で、国、あるいは各自治体

でお受けする場合は、特別支援学級相当の人数を想定し教員配置数を決定します。残念ながら本学附属学校においては概算要求において文部科学省の中を通さないことには学級数を増やすことができません。つまり、特別支援学級を急遽増やすことができないのが現状であります。公平性の観点で言えば、あるいはエリート校を廃止するべき、という文部科学省あるいは、平成29年の有識者会議の報告書の視点から見れば入試は極力簡素化すべきというのは、当然のことかというふうに思っているところですが、全く無くした場合、個別に配慮が必要なお子さんだけのクラスということがあるとなると、従来の学級35名の枠で到底、普通教育がままなくなることは想定される場所であります。

(笠原委員長)

今ご説明いただいたようなこともありますので、ある程度整理をしていく必要があると思います。

(中戸川委員)

今のお話の中で、その概算要求の中に、いろいろ子が入ってくるという想定を基にすぐ補填っていうのはできないんですか。

(関崎副学長)

単純に申し上げると何人いますからこの分加配してください、という要求はできますが、来るか来ないかわからない状態で、概算要求には乗せられません。

(古島委員)

このコンセプトの中にインクルーシブ教育環境推進事業を活用してということがあり、障がいのある児童生徒や外国に繋がりのある児童生徒を包括する教育の実践というものを見ると本当にいろいろなお子さんがいるというイメージで、そういうことを今後やっていけるということは本当に素晴らしいことだと思っていたのですが、そういうことをやろうとするのであれば入選ということについてはどうなのでしょう。この取組みを見たときにどこの附属学校もやっていないような本当に様々な子どもたちに対する教育をやっていくのだと思いました。それは授業研究に本当に集中して、いろいろな問題構造、一般の学校でもありますが、暴力もいじめも、授業が分からないとか、中に入っていけない、居場所がないっていうところから始まっていますし、そういったことが研究できるのであれば、本当にそれはすべての学校にとってのモデルになると思いますし、そのところだけでいけば入選はなくてもいいのではないかと思います。先ほどもお話のありました通り、附属学校は5つありますから、そういう学校が中にあってもいいのではないかと思います。

(笠原委員長)

事務局にお尋ねしますが、前回の時の最後に横浜地区を想定した取組みとして、文部科学省に概算要求したものがありませんでしたが、その時に想定したことというのは、今、古島委員がご指摘になったようなところも含めて、お考えになったという理解でよろしいでしょうか。

(梅澤附属学校部長)

12月の末にその概算要求が通りました。知的な遅れではなく、例えば、車いすであったり、移動に困難なお子さんたちが、従来なら特別支援学校に比較的送られる傾向が強かった子どもたちを各附属学校で包摂し、共に学びあえるという形で考えております。当然ながら、中、長期的なスパ

ンとして考えていることは附属特別支援学校が隣接しておりますので、その辺りとのインクルーシブを考えておりますし、既に外国に繋がりのあるお子さんは多様に入れておりますので、その辺りの調整は既に進んでいるところであります。

(笠原委員長)

今の説明で、外国に繋がりのあるお子さんをたくさん受入れているということは、それは入選があるわけですね。

(梅澤附属学校部長)

入選の段階で、外国にルーツがあるかないかは判断基準になりませんというのが大前提です。加えて、帰国子女枠の入学枠があるのが、附属横浜小学校、附属横浜中学校、附属鎌倉中学校であり、そもそも外国にルーツのあるお子さんと、そうでないお子さんとのインクルーシブということは既に行われているということに加えて、障がい者手帳はあるのですが、知的に遅れの無いお子さんたちと一緒に学びあえるような形で今後検討していきたいという形で、多様性をより幅を広げてやっていきたいという考えで横浜地区は考えているところであります。

(中戸川委員)

今のお話ですが、例えば県で言うと、県立高校など既に車いすの子どもたち入れています。ですから、それは目新しいことにはやはりならないのであろうというふうに私は思っています。もしそこでやるのであれば、知的障害の子どもたちもこの資料の中にもありますが、そういう部分についても、調整をしていくということが、これからの日本社会へのメッセージになるというふうに私は思っています。そこで、点数の問題がどうしても出てくるので、そこを何とかクリアさせる方法がないのかなと。私は、それをクリアしたうえで、やはりそういう子どもたちも受けます。いわゆる帰国子女の方だけでなく、本当に県内にはいわゆる貧困なお子さんたち本当に外国に繋がりのあるお母さんが外国の方だったりとか、そういう方は入ってはいないですね。

(梅澤附属学校部長)

実はゼロではないです。

(中戸川委員)

いわゆる公立学校のモデルを作っていくということであれば、先ほど古島委員が言われたような、いわゆる一般の学校に近いよね、だからこそあそこの研究見に行きたいよね、と私は一步踏み出すべきだというふうに思います。だからこそ、5つの附属学校があるので、そういうふうな取組みにする学校と、これまでの選ばれし人たちが学べる学校と、5つあるからこそできるということだと思います。2つとか3つとかしかなければ多分できないと思うのです。そこは大きな挑戦かもしれないですが、そこに横浜国立大学教育学部附属学校としての存在意義はすごいことに挑戦しているよね、っていう発信ができると思います。それで、やはり数を取りにいかないといけないと思うのですが、その手が何とかならないかなと思うところです。

(梅澤附属学校部長)

概算要求ではかなり限定をかけて許可を得ているところであり、実は中戸川委員のおっしゃる通りで、私も車いすの子、通常の学級で引き受けておりましたので、目新しさといわれれば到底ない

状況かなと思いますが、しかし、いわゆる国立大学附属学校ではそういった子を受け入れていた学校がないということで今後の課題とさせていただきたいと思います。

(笠原委員長)

研究として今後の課題ということあげられるのですが、やはり入選ってという問題に絡んだときに、その入選というものをどう整理していくかということも、当面の間は現状を維持しつつ、将来的な展望として、その研究をさらに一歩進めるときには入選の在り方も見直していくという、整理もできるかと思っています。

(前原委員)

入選に伴う業務負担については軽減を図るということは、書いても良いと思います。その、実質的な効果については、今、委員長がおっしゃられた通りだと思います。

(笠原委員長)

これを議論していくと、本当にそういう学校があったらいいなという、みんな思っているわけですし、そういう研究に取り組んでほしいと誰もが思っていて、それが実現できる方向で、何とかやってもらえればありがたいのですが、今、直ぐにというのはなかなか難しいこともあります。

(川合委員)

見通しとして、最後の5番のミッション、コンセプトに繋がる話なのですが、鎌倉地区については小中一貫教育による附属学校、横浜地区はインクルーシブ教育という話であれば、いろいろな子どもたちを受け入れていくという理念で入試をどうするのかということにも繋がっていきますし、小中一貫であれば、少なくとも中学校に入選は不要だと思っています。小学校のところで抽選なのかどうなのかといった部分も見通しとして持ったうえで、段階的に整理をしていく、現状のところでの様々な課題を整理して簡素化できるところは簡素化する見通しをつけておいて、対応していくことが必要だと思います。

(笠原委員長)

今の川合委員のお話と、前原委員のおっしゃったような業務改善の視点としてはきちっと整理をして、軽減を図っていく。例えば、先ほど出ました外部委託の件でありますとか、お金がかかるわけですけど、しかし、方法論としても提示をしつつ将来的な部分としては、先ほど、古島委員や中戸川委員がおっしゃったようなことを絡めて、入選の在り方ということも再度見直しが必要となってくるであろうというような形ということで、ここでの整理としては如何でしょうか。このあと、資料4たたき台の4. 実現に向けた課題のところ、ここはもう少し話しておいたほうが良いことはありますか。

(川合委員)

この項目で言うと、最後の施設の老朽化という部分については、子どもたちの安心・安全のためにも計画的にコンセプトに合わせて改善をしていくという方向性は書いておいた方がいいのかなと思います。

(笠原委員長)

特にこの施設の整備というのは桁違いのお金がかかりますが、ただ、当面、短期的に、直ぐにでも対応しなくてはいけない問題でもあり、附属鎌倉中学校の壁が落ちたという問題もありますから。そういうところでの対応と、計画を作ってきたと対応していくという必要性を言及していくといった辺りのところは一緒かなと思います。すべての公共施設もそうですけど、老朽化の波で大変な状況です。

それでは、今後の見通しとして、今日いただいた意見を持って少し整理をさせていただいて、皆さまに送らせていただくことを考えています。同時にこのたたき台を皆さまが次回の委員会までの間に、気になったことであるとか、この点はといったことがありましたら恐れ入りますが、事務局へメールで、その都度送っていただけるとありがたいです。それで、いただいたものを修正しつつ、このたたき台について、4番の実現に向けた課題と5番の今後のコンセプトについて以外のところはそういう形で整理をしていきたいと思います。次回に関しては主なものとして最後の5ですね、しっかりと固めていかないといけないので、この部分についてはぜひ皆さま、お考えを整理していただいて何かお考えになられたことがありましたらこれもメールでいただきたいと思います。この後、時間との戦いになってきますので、ここだけの議論では難しい部分もありますので、そういったやり取りをしながらみなさんのご意見を整理してそれをさらにそこから皆さまの共通理解を図っていくという方向でよろしいでしょうか。年度末になって、校長先生をはじめ、教育委員会の方々の多忙を極めると時期と思っておりますが、ご協力をいただければと思います。他に何か皆さまからご意見などありますか。

(梅澤附属学校部長)

4番の丸の2つ目ですね。教育学部の規模縮小等の改善というところで、学校数を残していただくようなご意見をいただきまして、本当にありがたく思っています。一方で、学級数であったり、例えば、義務教育学校にした際に附属鎌倉小学校3クラス、中学校4クラスであったりしますので、その辺り、あるいは質の高い教育を目指すために学級規模、学級定員等もご検討いただけたら幸いです。

(笠原委員長)

ありがとうございます。では、今事務局からありましたので、この学級、規模縮小の関係といったところもそうですが、附属学校としての学級数としてはこういうものがないのではないかとといった辺りのところを中心にご意見いただければと思います。

(田巻副事務長)

事前にご案内させていただきました通り、次回の委員会の開催日についてご相談させていただきたいと思います。次回が2月27日月曜日に開催したいと考えておりますが、ご都合はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは2月27日月曜日18時30分からこの会場で行いたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。今後の予定ですが、委員長にもご相談させていただき、3月が最後の委員会になる予定であります。2月27日の委員会の進捗状況によっては3月はメール審議という形で対応させていただきたいと思っておりますので、ご承知おきください。よろしくお願いいたします。

(川合委員)

先ほどの宿題の件ですが、いつ頃から、いつごろまでにお送りすればよいでしょうか。

(笠原委員長)

次回委員会の2月27日までに整理をすることを考えますと、一定の期間が必要になりますので、2月12日までにお願い致します。そうしますと2週間ほどやり取りがまたできますので。よろしくお願い致します。

それでは、本日の在り方検討委員会についてはこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

以上

横浜国立大学学長
梅原 出 様

素案 1 次案

横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会（以下、「在り方検討委員会」）は、横浜国立大学学長から、横浜国立大学教育学部附属学校（以下、「本学附属学校」）の現状と課題を踏まえ、本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方及び今後の本学附属学校が果たすべき役割と改善方策について諮問がなされました。それについて6回の会議を開催して協議し、以下の通り意見を集約しましたので、「答申」として提出いたします。

横浜国立大学教育学部附属学校の今後の在り方について

（答 申）

1 はじめに

国立大学附属学校の使命・役割については、国立学校設置法施行規則第 27 条（昭和 39 年改正、平成 16 年廃止）、「国立大学附属学校の新たな活用方策等に関する検討のとりまとめ（平成 21 年）」「国立教員養成大学・学部・大学院・附属学校の改革に関する有識者会議報告書（平成 29 年）」（以下、報告書）等を踏まえて、1 実験的・先導的な学校教育、2 教育実習の実施、3 大学・学部における教育に関する研究への協力の 3 点で整理されているところである。

平成 29 年 8 月に出された報告書の「はじめ」において、「教員需要の減少期にあっても、国立教員養成大学・学部は、その教員養成・研修機能を強化して引き続き我が国の教員養成において中心的な役割を果たし、教員養成の質の向上を先導する使命を担っていくべきである」との考えが示されている。その観点から、国立大学附属学校についての課題として、①在り方や役割の見直し ②大学との連携 ③地域との連携 ④成果の還元 ⑤附属学校の規模等の見直しの 5 点が挙げられている。

これまでも、国立大学附属学校についてその役割や機能に関して様々な議論がなされているところであるが、少子化の急速な進展、教員養成学部における教員志望者の減少、教員採用試験倍率の低下と連鎖的に課題が肥大化する状況は待たなしであり、国立大学附属学校の機能強化・特色の明確化が求められていると言える。

横浜国立大学教育学部が、教員養成において歴史と伝統を有しており、同時に、本学附属学校の果たしてきた役割も大きいことを前提としつつも、今後の社会の急激な変化や複雑化へ対応しさらに発展させて行くために、本学附属学校の置かれている現状を踏まえながらも未来志向で、その在り方、役割について検討することが本在り方討委員会の役割・使命であると捉えている。

2 横浜国立大学教育学部附属学校の沿革

横浜国立大学教育学部附属学校5校の沿革を振り返ると、明治・大正・昭和・平成・令和にわたる長い歴史の積み重ねが、現在を形成していることが明らかである。歴史の流れと共に、幾多の変遷はあるが、附属校としての伝統と創造の精神は、今日も脈々と引き継がれており、教育界における研究推進の役割を果たしている。

(附属鎌倉小学校)

- ・明治8年 3月 横浜師範学校として開校
- ・明治25年 3月 所在地を横浜から鎌倉へ移転
- ・明治37年 4月 神奈川県師範学校附属小学校と校名改称
- ・昭和24年 5月 横浜国立大学学芸学部神奈川師範学校男子部附属小学校と校名改称
- ・昭和41年 4月 横浜国立大学教育学部附属鎌倉小学校と校名改称

附属鎌倉小学校では附属中学校との小中一貫教育を目指した教育研究に取り組む。併せてユネスコスクールに認定されている。(附属鎌倉中学校も同様)

(附属横浜小学校)

- ・明治43年 4月 神奈川県女子師範学校附属小学校として開校
- ・昭和2年 4月 所在地を横浜市西区岡野町から横浜市中区立野へ移転
- ・昭和22年 4月 神奈川師範女子部附属小学校と校名改称
- ・昭和24年 4月 横浜国立大学学芸学部附属横浜小学校と校名改称
- ・昭和41年 4月 横浜国立大学教育学部附属横浜小学校と校名改称

附属横浜小学校は、生活総合と総合単元学習を核として「自立的に学び、共に生きる社会を創る」をテーマに掲げた授業研究に取り組む。また、昭和58年から帰国児童を受け入れて、多文化共生教育の推進に取り組む。

(附属鎌倉中学校)

- ・昭和22年 4月 神奈川師範学校男子部附属中学校として開校
- ・昭和24年 5月 横浜国立大学学芸学部神奈川師範学校男子部附属中学校と校名改称
- ・昭和41年 4月 横浜国立大学教育学部附属鎌倉中学校と校名改称

附属鎌倉中学校は、附属鎌倉小学校と連携して小中一貫を目指した研究に取り組む。また、総合的な学習の時間 LIFE として探究的な学びの実践に取り組む。(ユネスコスクール)

(附属横浜中学校)

- ・昭和22年 5月 神奈川師範学校女子部附属中学校として開校
- ・昭和24年 6月 横浜国立大学神奈川師範学校横浜中学校と校名改称
- ・昭和26年 4月 横浜国立大学学芸学部附属横浜中学校と校名改称
- ・昭和41年 4月 横浜国立大学教育学部附属横浜中学校と校名改称

附属横浜中学校は、平成19年に神奈川県立光陵高等学校と連携型中高一貫教育の推進に取り組む。(i-ハーベスト発表会など探究的な学びについて発信) 授業研究の推進と成果の全国発信に取り組む。

(附属特別支援学校)

- ・昭和 48 年 4 月 附属横浜小学校、同中学校に特殊学級を設置
- ・昭和 54 年 4 月 横浜国立大学教育学部附属養護学校として開校
- ・昭和 55 年 9 月 所在地を横浜市中区立野から横浜市南区大岡に移転
- ・平成 19 年 4 月 横浜国立大学教育人間科学部附属特別支援学校と校名改称
- ・平成 28 年 4 月 横浜国立大学教育学部附属特別支援学校と校名改称

附属特別支援学校は、本校及び地域、附属学校内の個別最適な学びへの取組、地域のインクルーシブ教育推進に資する研究と人材育成に取り組む。

3 検討にあたって

(1) 検討にあたっての基本的な考え方

在り方検討委員会では、中長期を展望した、これからの本学附属学校の在り方について検討を進める上で、学長から諮問された事項を踏まえて、次の 5 つの基本的な考え方に留意し、多面的かつ横断的・総合的に検討を進めることとした。

- 1 本学 5 附属学校の教育の質の向上（児童生徒にとって）
- 2 持続可能な共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育、ESD、多文化共生等を視野に入れた学校の再構築
- 3 学校の組織力・教職員の指導力・研究力の向上（組織の在り方・人事・労務面）
- 4 安全で質の高い教育の提供を図る教育の諸条件の整備（児童生徒にとって）
（校舎等の改修・改築など教育財源の活用について）
- 5 横浜国立大学のミッションにふさわしい本学附属学校の在り方
（横浜国立大学、地域等と連携することで生み出される附属学校としての在り方）

(2) 検討の経緯

在り方検討委員会は、令和 4 年 6 月 17 日（金）に第 1 回の委員会を開催し、令和 5 年 3 月までに 6 回にわたる協議を行った。本在り方検討委員会は、大学事務局が作成した検討のコンセプト¹等をもとに、国立大学附属学校の現状と課題²認識について理解を深めた上で検討協議を行った。

また、学校の現地視察（5 校）を実施して施設・設備の状況を確認するとともに、校長をはじめとする管理職等と直接話しをする機会を設け、本学附属学校の実情と課題の把握に努めた。（視察に関しては、令和 4 年 8 月に横浜小・中学校と特別支援学校を、9 月に鎌倉小・中学校の 2 校を訪問した）

さらに、令和 4 年 8 月に、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員養成企画室 小畑室長から、国立大学附属学校の現状・課題と本学附属学校に期待すること等について行政

¹ 「横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会における検討のコンセプトについて」 巻末資料

² 横浜国立大学教育学部附属学校の現状と課題 巻末資料

説明を受け、国立大学附属学校を取り巻く現状等について理解を深めることができました。

こうした検討と並行して、令和4年7月13日（水）から令和4年7月25日（月）までの13日間にわたって、ステイクホルダー（教育学部、教育学研究科及び本学附属学校教職員）からの意見聴取³を実施した。結果、教育学部・教育学研究科からは36%（34名/94名）、本学附属学校からは57%（71名/125名）の回答を得た。

また、大学ホームページにおいて令和4年12月5日～令和5年1月6日までの33日間にわたって、「答申の骨子」に対する意見を広く募集し、34名から意見をいただいた。

本在り方検討委員会は、これら様々な機会を通じた検討協議の場から得られた情報を基に、次に示す「4 検討内容」で検討を進めることとした。

4 検討内容

（1）これからの本学附属学校の果たす役割

① 実践的・先導的な教育課題の研究テーマについて

先に示した報告書において、国立大学附属学校についての課題として

「大学と連携し、実験的・先導的な教育課題への取組の成果の普及が不十分な学校や、独自の関心に基づく教育・研究への意識が強いあまり、地域の公立学校に対するモデル的な取組が不十分」「附属学校園の研究・実践成果について、公立学校等において実際に活用された事例を把握しているのは30大学（68.2%）及び183校園（70.4%）である一方、教育委員会側は19教委（30.2%）しか把握していない。多くの附属学校が研究成果を研究紀要等の形でまとめて教育委員会等に提供しているが、研究テーマ自体が汎用性に欠けるものや、記述が詳細である一方でポイントが端的にわかりやすくなっていないものなど、地域の公立学校にとって活用しにくいものが多い現状がある。結果として、附属学校の教員がかかる膨大な労力と時間の割に、その研究成果が地域や全国で十分に生かされていない」といった指摘がなされている。

本学附属学校においてはどのような状況にあるかと言えば、各学校において今日的な教育課題をはじめとして、学校の特色を踏まえた様々なテーマを掲げて継続的に研究に取り組んでいる⁴。

例えば、附属横浜中学校においては、この間の学校研究として、「GIGAスクールを実現する」「資質・能力の高まりを支える学習評価」「学びに向かう力」を育む授業事例集」「深い学び」へと導く授業事例集」「『学びをつなぐ・ひらく』カリキュラム・マネジメント」と

³ ステイクホルダーへの意見聴取項目 巻末資料

⁴ 横浜地区と鎌倉地区とで、研究における役割が多少異なるところがある。横浜地区に関しては、今日的な課題に対応し、文部科学省の調査官等と連携し全国に研究成果を発信、鎌倉地区は神奈川県教育委員会、県内市町村と連携し、地域的な課題への対応や教員研修の場としての役割を果たしている。

いった今日的課題をテーマとした実践研究に取り組み、県内外へ広くその成果の普及を図っている。

また、教育学部・大学院教育学研究科と附属学校の連携⁵については、令和3年度は7件、令和2年度は7件、令和元年度は10件といった状況である。分野は多岐に渡っており、例えば、「メタ認知を促す理科授業デザインに関する研究」（横小）、「小学校プログラミング教育」（鎌小）、「国際バカロレアの教育を生かした美術教育の研究」（横中、鎌中）等である。

報告書に示された国立大学附属学校の課題が全て、本学附属学校に当てはまるものではないにしても、本在り方検討委員会においても、「附属学校だから『挑戦』の価値があり、公立学校ではできないことを仕掛けていくことで地域における存在価値を高めることになり、地域に附属学校があって良かったという附属の存在意義にも繋がるものである」といった意見や、「形にとらわれることなく、実験的・先導的、そしてモデル的な新しい附属学校として再構築しない限りは存在意義を今や掲げることにはできない」といった意見も出された。

そこで改めて、今後に繋げるために「実験的・先導的」「モデルとなる」ということについて、以下のような視点から検討を行った。

○「現代的教育課題へ挑戦する」を実現するため

- ・地域と教育課程を共有、地域を巻き込みながらの活動モデルづくり
- ・地域、神奈川県課題解決への示唆となるようなテーマ
- ・大学、教職大学院と連携した研究（大学のリソースを活用）

○少人数教育の教育的効果、ESD、インクルーシブな学校開発、県・市町村教育課題へ対応するために

(共通)

- ・少人数学級を取り入れることで、エビデンスに基づく日常的な効果の検証

(鎌倉地区)

- ・ユネスコスクールの指定を受けていることから、持続可能な開発目標に対する教育課題の実践、可能性について
- ・小・中学校が同じ敷地にある立地を生かした小中一貫教育の在り方について

(横浜地区)

- ・横浜地区（附属横浜小学校、附属横浜中学校、附属特別支援学校）にあるメリットを活かした実践

② 児童生徒の学校生活上の充実への対応について

本学附属学校においても、公立学校と同様に、いじめの問題をはじめとして、不登校児童生徒、支援を必要とする児童生徒が一定数在籍することによる生徒指導上の課題が山積している。学校視察の際にも学校長等から、校内体制や指導する教員側の課題等について

⁵ 教育学部・大学院教育学研究科と附属学校の連携 巻末資料

の説明があった。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職の配置や特別支援教育相談コーディネータの配置、校内の支援体制の構築といった点からも児童生徒の学校生活への安心・安全を確保することの難しさが指摘されていた。

さらには、学校施設の老朽化等による事故⁶や、教育活動を実施する上での不便さ⁷といった、喫緊に対応が迫られる課題も指摘された。

上記のような課題だけでなく、児童生徒が充実した学校生活を送るための教育活動の充実、外国につながるのある児童生徒への指導・支援や家庭への支援についても、欠かせない点であることも意見として出された。

こうしたことから、以下のような視点から検討を行った。

○少人数学級の実施

- ・国際的な学級規模での良質な教育の実践

○教育相談機能の充実

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した仕組の構築
- ・特別支援教育コーディネーターの配置

○安全で安心して学べる教育環境の充実

- ・老朽化施設への対応
- ・本学附属中学校における学校給食の整備

○先進的な教育実践の担い手として

- ・創造・共生社会を担う次世代人材の育成

③ 教職員の働き方改革への対応について

先に示した報告書においても、教員の働き方改革について以下のような記述がみられる。具体的には、

○教員の多忙化として、「平成 26 年に公表された「OECD 国際教員指導環境調査」(TALIS)

では、日本の中学校における教員の 1 週間当たりの勤務時間は参加国・地域中最長である。また、平成 29 年 4 月に文部科学省が公表した「教員勤務実態調査(平成 28 年度)の集計(速報値)」においても、教員の長時間勤務の実態が明らかとなった。国立大学附属学校においても、各学校の管理職及びその他の教職員がそれぞれ勤務時間について改めて意識を持って勤務する取組と併せて、学校の業務改善のための施策を講じること等が求められる。」とある。

さらに、緊急に対応すべきこととして

⁶ 鎌倉中学校では壁が突然剥がれ、駐車していた職員の車に落下したという事故があった。幸い、生徒や職員にけがはなかった。

⁷ 横浜小学校では、構造的な面からの使いづらさ、横浜中学校は建物そのものが国の登録有形文化財であるといった点が指摘されている。

○教員の働き方改革のモデル提示

・国立大学附属学校や各大学あるいはその連合組織は、率先して勤務時間管理を行うとともに、文部科学省において検討が進められている学校における働き方改革についての状況も踏まえつつ、業務改善に関する好事例を蓄積し、その効果や具体的な取組方法等のモデルをエビデンスに基づいてわかりやすく全国の学校に示すこと。 国は、その促進のための措置を検討すること。

働き方改革が喫緊の課題であり早急に対応が求められることを踏まえ、本在り方検討委員会においても、働き方改革に関する協議について一定の時間を取って協議し、改めて本学附属学校における人事・労務面での現状・課題の大きさ、困難さについての認識を共有した。

本学5附属学校間の状況の差もあるが、その中でも、

- ・人事異動（交流人事）について
- ・傷病休者に代わる人員の確保について
- ・附属学校の役割、意義、必要性に対する教員間の認識の差について
- ・特定の教科における（県・市に教員数が少ない）人事異動が困難な状況について
- ・教育実習指導、教育実践研究、入試業務等といった業務による負担について
- ・教員の配置数に関しては公立学校と変わらない状況について
- ・部活動等における超過勤務に関する問題等への対応状況について

といった点をはじめとして、今後、適切な労働条件を確保・保障し、業務遂行における効率化、労働時間の管理の柔軟な運用等、大きく舵を切っていく必要があることを踏まえて、以下のような視点から検討を行った。

○多様な人材の登用

- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）⁸等の活用により教員と多様な人材の連携による学校教育活動の充実と働き方改革の実現
- ・ニーズにあった教員の派遣

○標準の教職員定数より若干多くの教員を配置するなどの工夫

- ・主幹教諭の増員
- ・少人数教育の実施
- ・教育の質の確保と教職員の業務負担軽減

○入試業務の見直し

- ・内容の見直し（最低限の入学選考、抽選を重視）
- ・新たな仕組みを導入することによる中学校入試の廃止

⁸ 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）プリントの準備や採点、電話対応、新型コロナウイルス対策の消毒作業などを行う。教員免許は不要で、国が人件費の3分の1を支払い、残りを都道府県や政令市が負担する。（文部科学省）

○働き方の見直し

- ・教育課程の改善、学校行事の精選、部活動の外部委託化等

④ 学校生活について

「本校の使命及び学校目標を具現化するために、職員が一丸となって創造的かつ実践的に、そして楽しく教育活動に取り組んでいきたいと考えています。これまでの本校の歴史と伝統の上に立ちつつ、社会の変化に伴って教育の場として要請されている諸課題を真摯に受け止め、創造的かつ実践的に附属小学校ならではの新しい学校のあり方を提言していきます。」

これは本学附属横浜小学校のホームページにある学校教育目標の冒頭の文章である。他の本学附属学校のホームページにも同様に、自校の児童生徒にとって充実した学校生活を送るための基本的な考え方が示されている。こうした目標を実現するために、今後は、③で指摘した働き方改革と不可分の関係にあることから、ここについても大きな見直しの必要性があることから、以下のような視点から検討を行った。

○部活動の在り方の見直し

- ・部活動の外部委託化
- ・活動日、活動時間の見直し
- ・外部指導者の活用
- ・保護者が中心となって設立する団体の活用

○教育活動への保護者・地域の参加

- ・コミュニティ・スクールの組織との協働による教育活動の活性化等

⑤ 教育実習への対応について

教育実習に関しては、国立大学附属学校の使命・役割の3つの内のひとつに位置付けられており、その重要性についてここで改めて述べるまでもないことである。ただし、③の働き方改革の中で指摘したように、業務としての負担感が指摘されている状況である。

そこで、今後に向けて、以下の視点から検討を行った。

- 学部・大学院、附属学校が一体となった教育実習の実施

5 「本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方」の実現に向けた課題

上記3で示した内容を検討する中で、改めて、諮問にある「本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方」について答申を取りまとめるにあたり、答申を実質的なものとするために解決が必要な課題が明らかになった。

ここで指摘する課題に関しては、解決が容易でないこと、一定の時間を要することも十分に

想定している。しかし、先にも記したが、本学附属学校が、歴史の流れと共に、幾多の変遷はあるが、教育界における研究推進の役割を果たしてきた事実を重く受け止め、その歴史に新たな足跡を残せる体制・環境整備にできるだけ迅速に取り組むことが、今後の教育界全体に及ぼす影響は大きいと、在り方検討委員会委員の全員一致した見解である。

従って、横浜国立大学においては、この機会を逃して本学附属学校の未来という歴史を創ることは、現状を維持するよりも困難なことであることを認識していただき、是非とも、課題に向き合い、その解決に向け全学体制で取り組むことで、持続可能な教育の場としての本学附属学校の再建に努めていただくことを強く望むものである。

そこで、以下に、解決が必要と判断した課題について、その理由と解決に向けた方向性を示すこととする。

① 本学附属学校がその役割を十分に果たすために大学による適切なガバナンス⁹の必要性

本学附属学校は、横浜国立大学教育学部附属小学校・中学校校則（横浜国立大学学則（平成16年規則第201号）第14条）にその設置の根拠がある。そして、校則第1条の2において「附属小・中学校は、教育基本法及び学校教育法に基づいて義務教育として行われる普通教育を施し、かつ、教育の理論と実際に関する研究及びその実証をするとともに、横浜国立大学（以下「本学」という。）学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。」とその設置目的が示されている。

本学附属学校は、この設置目的に基づき、地域や児童生徒の状況、時代の要請等を踏まえ、自主的・自立的に学校経営を行ってきた。聞くところによると、その取組について「大学と本学附属学校との間にはそれぞれ干渉しあわないという暗黙の了解があった」という見解が一部ではあるとのことである。とは言え、学校の主体性・自立性を担保して教育活動が行われていたことが、結果として、これまで本学5附属学校で取組んできた数多くの研究の成果として、広くその価値を認められていることであり、重要なことである。

しかしながら、この主体性・自立性という言葉が隠れ蓑になって、学校組織として十分に機能していない状況に対して、大学として適切に判断し、運営がなされるような働きかけが行われていたのかと疑問視せざるを得ない状況も、今回の検討を通じて明らかになった。

横浜国立大学規則集 第7編 教育学部 第5章 附属学校の中に、「横浜国立大学教育学部附属学校部」という組織が位置付けられており、この組織については規則¹⁰で以下のように整理されている。（一部抜粋）

（目的）

第2条 横浜国立大学教育学部（以下「本学部」という。）に、本学部と各附属学校及び附属学校相互間の連携を強化し、連絡調整を図るとともに、附属学校における教育・研究を推進するために、附属学校部を置く。

⁹ 「国立教員養成大学・学部・大学院・附属学校の改革に関する有識者会議報告書（H29年）」の（7）国立大学附属学校についての課題 ②大学との連携 においても指摘されている。

¹⁰ 横浜国立大学教育学部附属学校部規則 巻末資料

附属学校部に、次の各号に掲げる事項を検討するため、附属学校部委員会を置く。

- (1) 附属学校の連絡調整に関すること。
- (2) 附属学校の教育及び研究の推進に関すること。
- (3) 附属学校部及び附属学校に係る規則に関すること。
- (4) 附属学校における教育実習計画の策定に係る協力に関すること。
- (5) 附属学校部及び附属学校の施設設備に関すること。
- (6) 附属学校教員の各教育委員会との人事交流に関すること。
- (7) 附属学校の児童生徒の健康及び安全に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、附属学校部に関する重要な事項
(附属学校部委員会の組織)

第6条 附属学校部委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 附属学校部長
- (2) 附属学校部副部長
- (3) 附属学校長
- (4) 附属学校副校長
- (5) その他附属学校部長が指名する者 若干名

とあり、平成29年4月1日から施行されている。

目的に示されているのは、本学部と附属、附属間との連携強化、連絡調整と附属学校における教育・研究を推進するために、附属学校部を置くことである。

つまり、この附属学校部は本学5附属学校における様々な課題等について協議し、解決に向けた話し合いが行われる場であり、そうした機能を有した組織として位置づけられていると言える。しかしながら、繰り返しになるが、ステイクホルダーからの意見聴取や本学5附属学校への学校訪問の際の管理職等からの説明、さらには本在り方検討委員会の協議においても、この附属学校部を支える教育学部本体、さらに言えば大学本体の本学附属学校に対する認識が果たして共有されていたのかと疑問視せざるを得ない状況であった。

具体的な内容についてこの後述べることとし、まずは、ガバナンスの強化として、体制の見直しを求める。

その際、本学附属学校が来るべき時代の中でその役割を果たすことを考えたとき、横浜国立大学が持つリソース・ポテンシャルを十分に活用して新たな附属学校の創造と教育活動の質の担保、充実を目指すならば、選択肢として大学附属とすることもあり得ると考える。今後は、幅広い視野に立ってどのような体制が求められるか、そしてその際、重要なことは、大学附属であっても教育学部附属であっても、従来通り、本学附属学校の主体性・自主性を担保したうえで、その役割を果たすために適切な学校運営がなされるために、透明・公正かつ迅速な意思決定が行われるよう工夫・改善を求める。

次に、具体的な内容についてである。

ア 本学附属学校人事に関する事項

服務に関する地域学校と附属学校との違いについては、設置者が異なることから当然あって然るべきではあるが、前提として、事前の周知と納得があつてのことである。現実には、人事異動に際し、本学附属学校へ教員を派遣する自治体によっては、異動にあつての説明が十分でない状況があるのも事実である。本学附属学校への異動の理由、役割や身分上の位置づけ、給与、福利厚生等について説明が十分でないことによる不安感、モチベーションの低下等、ステークホルダーからの意見聴取の中で繰り返し指摘されている。その状況をステークホルダーは「突然、人事異動を言い渡され、退職願を書かされ、長い時間をかけて通勤している職員もいる」と表現している。

併せて、全国的に教員の質と量の両面での確保が大変困難な状況の中で、いかに持続可能な交流人事を可能とするかについては、大学、各自治体双方にとって重要な点である。特に確保の難しい教科、さらには、産休育休代替や疾病者代替の制度の充実等についても対応が求められるところである。

こうした状況については、附属学校部としても認識しており、改善に向けた取り組みに着手したところである¹¹。

そこで、今後は、大学として県教育委員会等と緊密に連携をとり双方にとってメリットある人事を行うべきである。本学附属学校にとって、これまで以上に、意欲と能力のある教員を継続的に確保することが、今後の本学附属学校の発展に欠かすことができないと同時に、このことも大学によるガバナンスの強化の方針として明確に示すべきである。

イ 本学ヴィジョンを実現するために求める人物像の明示に関する事項

アの人事に関する事項とも関連することであるが、今後、横浜国立大学(教育学部)として本学附属学校教員としてどのような人材を求めているかということについて明確に示す必要がある。そのためには、まずは、横浜国立大学(教育学部)としてのヴィジョンが示されるべきである。

第2回在り方検討委員会に提出された「横浜国立大学教育学部ミッション」(別紙)¹²には、「地域との強固な連携を基盤に、地域の教育ニーズ・課題に対応できる高度な教員養成を推進し、学部・大学院・附属学校が一体となって大学の知を地域に循環させる」とある。このことを実現するためには、どのような人材が必要なのか、そうしたことが人事異動の際に示されることが重要である。

併せて、学校では児童・生徒の多様性を重視した取組が求められており、これから向かう時代はダイバーシティ&インクルージョンの視点は不可欠であると考えられる。従って、指導にあたる教員集団においてもその視点が不可欠であることを明確に示す必

¹¹ 神奈川県教育委員会と横浜市教育委員会において、不安感等の解消を図ることを目的として、本学附属学校との給与等の比較表を作成し、人事異動の際の活用が始まった。

¹² 「横浜国立大学教育学部ミッション」(別紙) 巻末資料

要がある。

以上、①本学附属学校がその役割を十分に果たすために大学による適切なガバナンスの必要性に関しては、以下の3点について課題解決を図ることを求める。

- ・体制の見直し、その際には、透明・公正かつ迅速な意思決定が行われる工夫・改善
- ・大学として県教育委員会等と緊密に連携をとり双方にとってメリットある人事を行う
- ・本学ビジョンを実現するために求める人物像の明示、その際、ダイバーシティ&インクルージョンの視点

② 本学附属学校職員の働き方改革に関する事項

このことに関しては、先にも述べたが、適切な労働条件を確保・保障し、業務遂行における効率化、労働時間の管理の柔軟な運用等、大きく舵を切っていく必要がある。その際、働き方改革に繋げるために解決を図らなければならないことは様々ある中で、ア：労務上の課題（超過勤務への対応）について、イ：今後の部活動について、ウ：入試業務の見直しについて、エ：教員以外の専門職や外部人材の活用の4点に絞って述べる。

ア 労務上の課題（超過勤務への対応）について

本学附属学校教員の勤務の適用法令は、一般の労働法（労働基準法、労働安全衛生法）を適用し、勤務時間は、特例により1年単位の変形労働時間を適用している。本学附属学校には、公立学校にはない業務（教育実習指導、教育実践研究、入試業務）があるため、業務そのものを公立学校と比較すると、過度の負担が生じている。こうした状況に対応するために、年の変形労働制に加えて、超過勤務手当の支給により対応している現状がある。具体的な超過勤務の実態を直近の令和4年度実績（4月～6月の合計）で見ると、附属鎌倉小学校は727時間、附属鎌倉中学校は1349時間、附属横浜小学校は1059時間、附属横浜中学校は1310時間、附属特別支援学校は522時間、5附属学校合計で4967時間に上っている。超過勤務の主な理由は、年度初め業務、行事準備、部活動（中学校）である。

ステイクホルダーの意見聴取では、大変厳しい意見が散見された。本在り方検討委員会としては、先に述べたように、適切な労働条件を確保・保障し、業務遂行における効率化、労働時間の管理の柔軟な運用等を引き続き求めるものである。

その際、手当の対象は、附属学校の使命とも関連し「普通教育」「教育研究」「教育実習」に係る内容とし、特に中学校の部活動に関しては、公立学校での「特殊業務手当」と同等の内容とすることが望ましい。

併せて、超過勤務については校長が命令すべきものであることから、本学附属学校における校長の職務権限に関し、副校長との職務整理が必要である。

イ 今後の部活動について

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）（概要版）¹³には、部活動の意義として、（以下、概要版の一部を引用）

○生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。

○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。と整理されている。一方で、課題として、

○近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。

○競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。

○地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。そのうえで、今後の方向性として、

○まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする

○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標

○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進

○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む

○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進 ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

と示されたところである。

本在り方検討委員会でも上記の内容を踏まえ、それぞれの委員の立場から意見が出された。生徒にとっての教育的価値の側面と深刻な教師の業務負担の側面とで、意見が拮抗した。併せて、外部委託に関しては、持続可能であるということとどのような仕組みとして整理できるかという点で、大学組織の活用や同窓会、保護者の協力といった視点も出されたが、以下の結論に達した。

本在り方検討委員会としては、働き方改革の視点から「教員の負担をなくす」ことを基本的前提とし、外部委託の方向性が望ましいとする。

その際、すでに本学附属横浜中学校では部活動の外部委託の方向が示されており、その取組を本学附属鎌倉中学校と共有し、それぞれの地域性さらには持続可能な仕組みとして整理することを基本としつつ、足並みをそろえての対応とすべきである。

ウ 入試業務の見直しについて

このことに関しては、働き方改革の視点と今後の本学附属学校が目指す方向性の

¹³ 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）（概要版）巻末資料

視点から議論がなされた。本在り方検討委員会としては、入学試験に関しても、働き方改革の視点から「教員の負担をなくす」ことを基本的な前提とし、業務の軽減・精選を図る方向性が望ましいとする。

従って、業務委託ができるものは委託をするなど、確実に教員の負担軽減につながる具体的な対応を図ることを望む。そのうえで、今後の本学附属学校の在り方の方向性が決定した段階で、そのコンセプトにふさわしい入学者選抜の在り方の見直しを図ることを要望しておく。

エ 教員以外の専門職・外部人材の活用

このことに関しても、児童生徒が抱える様々な課題に対して迅速にかつ適切に対応するといった視点や、地域・社会のニーズを踏まえた実践や研究を進めていくために多様な児童生徒を支援するために継続的に配置するといった問題とも関連している。

本在り方検討委員会としては、教員の働き方改革の視点から「教員の負担をなくす」ことを基本前提として、教員の業務を明確化、重点化し、教員以外の者ができる業務は他の職種の方が担うなどワークシェアリングを進めて行くべきである。

その際、学校における相談体制の充実が急務であることを考えると、ケース会議等が円滑行われるために、特別支援教育コーディネーターの配置、さらには専門職としてのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの適切な配置が求められる。

また、これからの学校は地域との協働・連携は不可欠であることから、コミュニティ・スクール的な仕組みを導入する等、積極的に外部のリソースを学校に取り入れることで教育活動の活性化を図ることが重要である。

③ 学級数・学級定員に関する事項

1 学級あたりの児童生徒数については、教育の質の保証、教員の長時間勤務・業務量等多くの問題と関連していることについて、ステイクホルダーからの意見聴取でも指摘があった。今回の諮問にある「本学附属学校が持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方、果たすべき役割」を実現するには、少なくとも、附属学校として求められる先導的な教育実践と教員の働き方改革を同時に追求していくことが重要な鍵になると考える。

そうした観点から、学級数・学級定員に関する見直しは必要である。

具体的には、学級の定員については、国際比較の中で日本の平均学級規模が大きいことから、OECDの平均並みに20人程度とすることが望ましい。

学級数に関しては、次のような報道がなされた（令和5年2月6日）¹⁴こともあり、本学附属学校の学級数に関しては、教員養成に対する政策的需要が周期的に変動することなどを踏まえて、慎重に考える必要がある。（報道文一部引用）

¹⁴ [教員免許、2年で取得可能に 短大向け制度を4年制へ拡大—文科省：時事ドットコム \(jiji.com\)](https://www.jiji.com/jc/article?k=2023020601103&g=soc)
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023020601103&g=soc>

「文部科学省が2025年度から、最短2年で小中学校などの教員免許を取得できる教職課程を4年制大学に新設する方針を固めた。従来短大の教職課程で得られる「2種免許」を特例的に4年制大学にも拡大するもので、留学などを経験した多様な人材を教員として確保する狙いがある。」としている。」

但し、現在、本学附属鎌倉小学校3クラス、中学校4クラスとばらつきがあることは、今後の本学附属学校の在り方に応じた見直しを行うべきである。

④ 教育実習に関する事項

1はじめに、でも触れたが、平成29年8月に出された報告書において、「教員需要の減少期にあっても、国立教員養成大学・学部は、その教員養成・研修機能を強化して引き続き我が国の教員養成において中心的な役割を果たし、教員養成の質の向上を先導する使命を担っていくべきである」との考えが示されている。さらに、先般、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）が令和4年12月19日中央教育審議会から出された。その中で、次のような記載がある。

「実務家教員の育成に関し、附属学校を活用していくことも有効であると考えられる。教育委員会からの交流人事教員も含め、附属学校を拠点として教職大学院修了者や実務家教員を輩出するサイクルの構築に取り組むことが求められる。あわせて、附属学校においては、社会の変化を的確に捉え、学部、教職大学院と一体となって、全国・地域における研究の中核拠点として先導的に教育課題に取り組むとともに、「授業観・学習観」の転換を促す教育実習や学校体験活動の充実に取り組んでいくことが重要である。」と。

繰り返しになるが、国立大学附属学校の使命・役割に教育実習の実施が位置付けられている以上、上記の答申で示された内容は今後、その実現へ向けての対応が求められるところである。

こうしたことを前提としつつ、改めて、今後の教育実習に関しては、「教員になりたい人材」を増やしていくことができる仕組みであることが重要である。現在は、附属学校教員の情熱によって支えられているが、今後は、質の充実を図りながら、ある程度時間内で進められるような新しい形の教育実習の方法を模索していく必要がある。具体的には、教材研究の方法、指導教官による指導の在り方、研究授業実施に至るまでのプロセス等、教職大学院とも連携しながら取組を進めることを望む。

⑤ 施設の老朽化への対応に関する事項

このことについては、児童生徒、教職員の安心・安全のために、本学附属学校の今後の在り方に合わせて、施設に関する整備計画等を作成し、計画的に改善をしていくべきで

ある。とは言え、緊急を要するものもあることから、早急な対応が望まれる。

このことに関しては、ステイクホルダーの意見聴取の中でも、「附属鎌倉中学校においては、壁の落下等の危険に対して応急処置で済まされており、抜本的な対策がなされていないのは周知の事実です」と記載がされており、二次被害が起きる前に抜本的対策を講じる必要がある。

以上、5点にわたって、解決が必要と判断した課題について、その理由と解決に向けた方向性を示した。次の6で示す「本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方及び今後の本学附属学校が果たすべき役割と改善方策について」を実質的なものとするためにも、具体的な取組の第一歩を早急に踏み出すことを期待するものである。

次回の会議でこの部分を明確にする

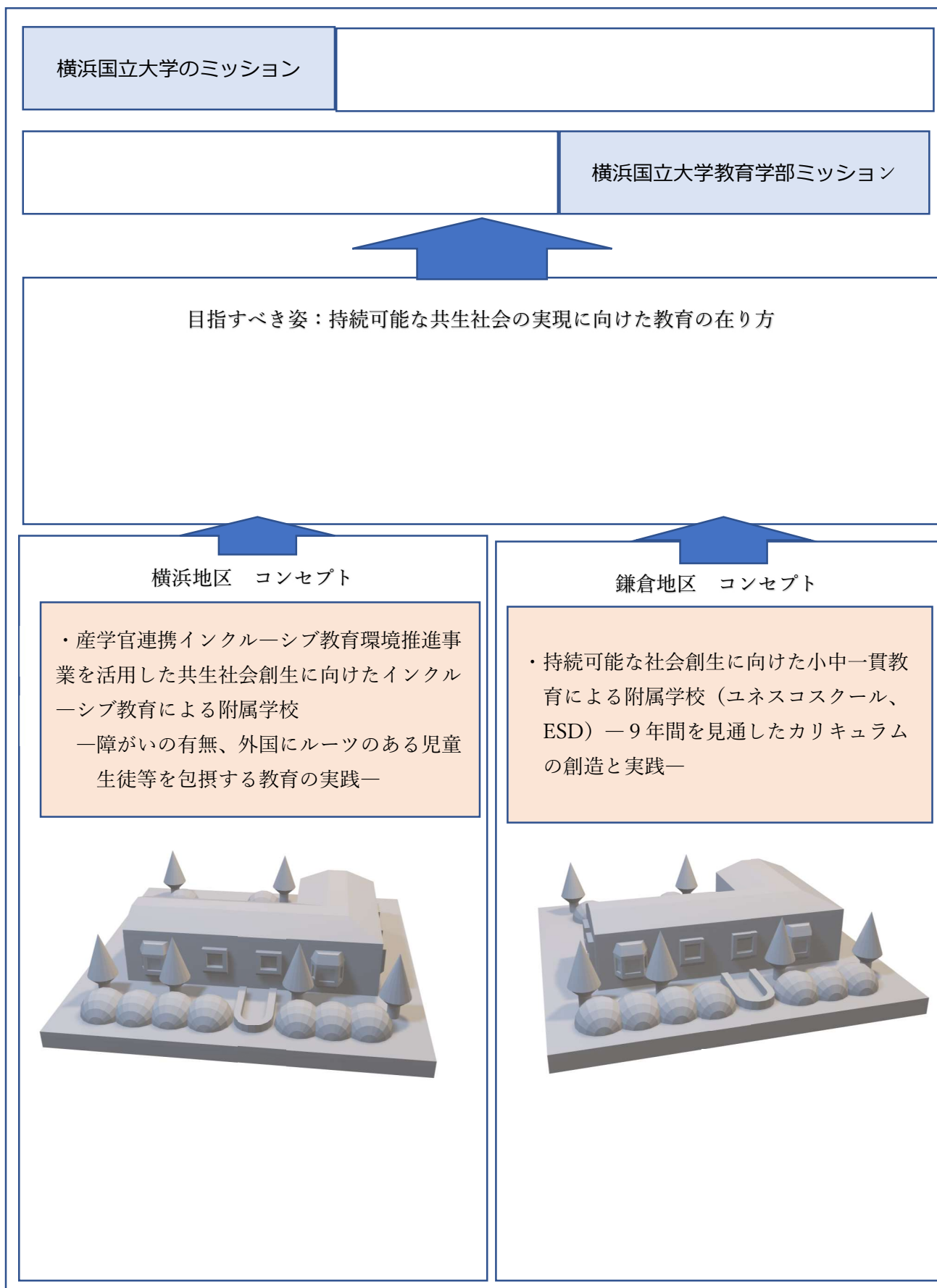
6 本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方及び今後の本学附属学校が果たすべき役割と改善方策について

今後の社会の急激な変化や複雑化へ対応しさらに発展させて行くために、本学附属学校の置かれている現状を踏まえながらも未来志向で、その在り方、役割について検討することが本在り方討委員会の役割・使命と位置づけ、検討を行った結果、次の認識に至った。

ここに5 附属パッケージと考えた理由

パッケージによる効果・成果 等、言葉による説明を記載

図で表すことも考えている（例）



(意見等 川合)

5 「本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方」の実現に向けた課題

1 本学附属学校がその役割を十分に果たすために大学による適切なガバナンスの必要性

イ 本学ヴィジョンを実現するために求める人物像の明示に関する事項

(意見:タイトルについて)

この内容については、大きく「人物像」と「附属が校での取組」を示したヴィジョンの策定を求めている者であることから、「イ」のタイトルは策定を中心とした表記にしたほうが良いと考えます。(案)の書き方であると、大学ヴィジョンが既に存在していることが前提のようにとられるように感じられます。

⇒(例) 附属学校に求める人物像や取組を明示した本学ヴィジョンの策定に関する事項

以上、①本学附属学校がその役割を十分に果たすために大学による適切なガバナンスの必要性に関しては、以下の3点について課題解決を図ることを求める。

- ・体制の見直し、その際には、透明・公正かつ迅速な意思決定が行われる工夫・改善
- ・大学として県教育委員会等と緊密に連携をとり双方にとってメリットある人事を行う
- ・本学ヴィジョンを実現するために求める人物像の明示、その際、ダイバーシティ&インクルージョンの視点

(修正案)

以上、「1 ①本学附属学校がその役割を十分に果たすために大学による適切なガバナンスの必要性」に関しては、**まずは大学ヴィジョンを策定し**、以下の3点について課題解決を図ることを求める。

- ・体制の見直し、その際には、透明・公正かつ迅速な意思決定が行われる工夫・改善
- ・大学として県教育委員会等と緊密に連携をとり双方にとってメリットある人事**の実施**を行う
- ・本学ヴィジョンを実現するために求める人物像の明示、~~その際、~~**とダイバーシティ&インクルージョンの視点を持った取組への基本的考え方の明示**

(意見)

上記部分については「大学ヴィジョンの策定」を明記したほうが良いと思います。

また、課題解決の3点の表記で、各項目の語尾を体言止めに揃えてみました。2項目の語尾は人事の後に言葉を足した方がよいと思いましたが、「人事の実施」が適切な表現かどうか。「人事の執行」「人事事務の執行」なども思い浮かんだのですが。

2 本学附属学校職員の働き方改革に関する事項

ア 労務上の課題(超過勤務への対応)について

その際、手当の対象は、附属学校の使命とも関連し「普通教育」「教育研究」「教育実習」に係る内容とし、特に中学校の部活動に関しては、公立学校での「特殊業務手当」と同等の内容とすることが望ましい。

(意見)

附属学校に求める人物像に合う教員確保のためにもこの部分は区別して整理することは必須だと思います。部活動に公立学校にはない超過勤務手当が付くことは時代の流れにも逆こうしますし、そのために本来の附属学校の3つの使命に手当が影響が出てしまうのは本末転倒と思います。附属学校で部活動に手当をするのであれば、(素案)にあるように、公立学校に準じた特殊勤務手当にすることが望ましいと考えます。

異動する教員にとっても、公立学校にはない3つの使命を果たすために附属学校ではその部分に超過勤務を校長から命令され、そこに手当が付くことは、附属学校が何を大事にしているのかということにつながるものの一つにもなるかと思えます。

併せて、超過勤務については校長が命令すべきものであることから、本学附属学校における校長の職務権限に関し、副校長との職務整理が必要である。

(修正案)

併せて、超過勤務については校長が命令すべきものであることから、本学附属学校における校長の職務権限を規則等に明確にし、副校長との職務整理が必要である。

(意見)

「校長の職務権限」について、副校長についての記述は確認できましたが、大学の附属学校関連規則の中では確認できませんでした。前回もたたき台(案)に異見を申し上げましたが、この在り方検討のタイミングで、見える化し整理する必要があると思えます。

イ 今後の部活動について

本在り方検討委員会としては、働き方改革の視点から「教員の負担をなくす」ことを基本的前提とし、外部委託の方向性が望ましいとする。

その際、すでに本学附属横浜中学校では部活動の外部委託の方向が示されており、その取組を本学附属鎌倉中学校と共有し、それぞれの地域性さらには持続可能な仕組みとして整理することを基本としつつ、足並みをそろえての対応とすべきである。

(文末に追加)

なお、外部委託に係る仕組みづくりは、大学が主体となっていり本学附属中学校が円滑に移行できるよう支援することが重要と考える。

(意見)

足並みをそろえることは必要だと思います。

外部委託については、附属学校だけで組み立てるのは非常に厳しいと思われます。特にその仕組みづくりは円滑な運営が附属中学校でできるよう大学が積極的に関わっていく必要があります。公立では、その仕組みづくりは各教育委員会が担っています。

【前原委員意見】

横浜国立大学学長
梅原 出 様

素案 1 次案

横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会（以下、「在り方検討委員会」）は、横浜国立大学学長から、横浜国立大学教育学部附属学校（以下、「本学附属学校」）の現状と課題を踏まえ、本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方及び今後の本学附属学校が果たすべき役割と改善方策について諮問がなされました。それについて6回の会議を開催して協議し、以下の通り意見を集約しましたので、「答申」として提出いたします。

横浜国立大学教育学部附属学校の今後の在り方について

（答 申）

1 はじめに

国立大学附属学校の使命・役割については、国立学校設置法施行規則第 27 条（昭和 39 年改正、平成 16 年廃止）、「国立大学附属学校の新たな活用方策等に関する検討のとりまとめ（平成 21 年）」「国立教員養成大学・学部・大学院・附属学校の改革に関する有識者会議報告書（平成 29 年）」（以下、報告書）等を踏まえて、1 実験的・先導的な学校教育、2 教育実習の実施、3 大学・学部における教育に関する研究への協力の 3 点で整理されているところである。

平成 29 年 8 月に出された報告書の「はじめ」において、「教員需要の減少期にあっても、国立教員養成大学・学部は、その教員養成・研修機能を強化して引き続き我が国の教員養成において中心的な役割を果たし、教員養成の質の向上を先導する使命を担っていくべきである」との考えが示されている。その観点から、国立大学附属学校についての課題として、①在り方や役割の見直し ②大学との連携 ③地域との連携 ④成果の還元 ⑤附属学校の規模等の見直しの 5 点が挙げられている。

これまでも、国立大学附属学校についてその役割や機能に関して様々な議論がなされているところであるが、少子化の急速な進展、教員養成学部における教員志望者の減少、教員採用試験倍率の低下と連鎖的に課題が肥大化する状況は待たなしであり、国立大学附属学校の機能強化・特色の明確化が求められていると言える。

横浜国立大学教育学部が、教員養成において歴史と伝統を有しており、同時に、本学附属学校の果たしてきた役割も大きいことを前提としつつも、今後の社会の急激な変化や複雑化へ対応しさらに発展させて行くために、本学附属学校の置かれている現状を踏まえながらも未来志向で、その在り方、役割について検討することが本在り方討委員会の役割・使命であると捉えている。

【前原委員意見】

2 横浜国立大学教育学部附属学校の沿革

横浜国立大学教育学部附属学校5校の沿革を振り返ると、明治・大正・昭和・平成・令和にわたる長い歴史の積み重ねが、現在を形成していることが明らかである。歴史の流れと共に、幾多の変遷はあるが、附属校としての伝統と創造の精神は、今日も脈々と引き継がれており、教育界における研究推進の役割を果たしている。

(附属鎌倉小学校)

- ・明治8年 3月 横浜師範学校として開校
- ・明治25年 3月 所在地を横浜から鎌倉へ移転
- ・明治37年 4月 神奈川県師範学校附属小学校と校名改称
- ・昭和24年 5月 横浜国立大学学芸学部神奈川師範学校男子部附属小学校と校名改称
- ・昭和41年 4月 横浜国立大学教育学部附属鎌倉小学校と校名改称

附属鎌倉小学校では附属中学校との小中一貫教育を目指した教育研究に取り組む。併せてユネスコスクールに認定されている。(附属鎌倉中学校も同様)

(附属横浜小学校)

- ・明治43年 4月 神奈川県女子師範学校附属小学校として開校
- ・昭和2年 4月 所在地を横浜市西区岡野町から横浜市中区立野へ移転
- ・昭和22年 4月 神奈川師範女子部附属小学校と校名改称
- ・昭和24年 4月 横浜国立大学学芸学部附属横浜小学校と校名改称
- ・昭和41年 4月 横浜国立大学教育学部附属横浜小学校と校名改称

附属横浜小学校は、生活総合と総合単元学習を核として「自立的に学び、共に生きる社会を創る」をテーマに掲げた授業研究に取り組む。また、昭和58年から帰国児童を受け入れて、多文化共生教育の推進に取り組む。

(附属鎌倉中学校)

- ・昭和22年 4月 神奈川師範学校男子部附属中学校として開校
- ・昭和24年 5月 横浜国立大学学芸学部神奈川師範学校男子部附属中学校と校名改称
- ・昭和41年 4月 横浜国立大学教育学部附属鎌倉中学校と校名改称

附属鎌倉中学校は、附属鎌倉小学校と連携して小中一貫を目指した研究に取り組む。また、総合的な学習の時間 LIFE として探究的な学びの実践に取り組む。(ユネスコスクール)

(附属横浜中学校)

- ・昭和22年 5月 神奈川師範学校女子部附属中学校として開校
- ・昭和24年 6月 横浜国立大学神奈川師範学校横浜中学校と校名改称
- ・昭和26年 4月 横浜国立大学学芸学部附属横浜中学校と校名改称
- ・昭和41年 4月 横浜国立大学教育学部附属横浜中学校と校名改称

附属横浜中学校は、平成19年に神奈川県立光陵高等学校と連携型中高一貫教育の推進に取り組む。(i-ハーベスト発表会など探究的な学びについて発信) 授業研究の推進と成果の全国発信に取り組む。

【前原委員意見】

（附属特別支援学校）

- ・昭和 48 年 4 月 附属横浜小学校、同中学校に特殊学級を設置
- ・昭和 54 年 4 月 横浜国立大学教育学部附属養護学校として開校
- ・昭和 55 年 9 月 所在地を横浜市中区立野から横浜市南区大岡に移転
- ・平成 19 年 4 月 横浜国立大学教育人間科学部附属特別支援学校と校名改称
- ・平成 28 年 4 月 横浜国立大学教育学部附属特別支援学校と校名改称

附属特別支援学校は、本校及び地域、附属学校内の個別最適な学びへの取組、地域のインクルーシブ教育推進に資する研究と人材育成に取り組む。

3 検討にあたって

（1）検討にあたっての基本的な考え方

在り方検討委員会では、中長期を展望した、これからの本学附属学校の在り方について検討を進める上で、学長から諮問された事項を踏まえて、次の5つの基本的な考え方に留意し、多面的かつ横断的・総合的に検討を進めることとした。

- 1 本学5附属学校の教育の質の向上（児童生徒にとって）
- 2 持続可能な共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育、ESD、多文化共生等を視野に入れた学校の再構築
- 3 学校の組織力・教職員の指導力・研究力の向上（組織の在り方・人事・労務面）
- 4 安全で質の高い教育の提供を図る教育の諸条件の整備（児童生徒にとって）
（校舎等の改修・改築など教育財源の活用について）
- 5 横浜国立大学のミッションにふさわしい本学附属学校の在り方
（横浜国立大学、地域等と連携することで生み出される附属学校としての在り方）

（2）検討の経緯

在り方検討委員会は、令和4年6月17日（金）に第1回の委員会を開催し、令和5年3月までに6回にわたる協議を行った。本在り方検討委員会は、大学事務局が作成した検討のコンセプト¹等をもとに、国立大学附属学校の現状と課題²認識について理解を深めた上で検討協議を行った。

また、学校の現地視察（5校）を実施して施設・設備の状況を確認するとともに、校長をはじめとする管理職等と直接話しをする機会を設け、本学附属学校の実情と課題の把握に努めた。（視察に関しては、令和4年8月に横浜小・中学校と特別支援学校を、9月に鎌倉小・中学校の2校を訪問した）

さらに、令和4年8月に、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員養成企画室 小畑室長から、国立大学附属学校の現状・課題と本学附属学校に期待すること等について行政

¹ 「横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会における検討のコンセプトについて」 巻末資料

² 横浜国立大学教育学部附属学校の現状と課題 巻末資料

【前原委員意見】

説明を受け、国立大学附属学校を取り巻く現状等について理解を深めることができました。

こうした検討と並行して、令和4年7月13日（水）から令和4年7月25日（月）までの13日間にわたって、ステイクホルダー（教育学部、教育学研究科及び本学附属学校教職員）からの意見聴取³を実施した。結果、教育学部・教育学研究科からは36%（34名/94名）、本学附属学校からは57%（71名/125名）の回答を得た。

また、大学ホームページにおいて令和4年12月5日～令和5年1月6日までの33日間にわたって、「答申の骨子」に対する意見を広く募集し、34名から意見をいただいた。

本在り方検討委員会は、これら様々な機会を通じた検討協議の場から得られた情報を基に、次に示す「4 検討内容」で検討を進めることとした。

4 検討内容

（1）これからの本学附属学校の果たす役割

① 実践的・先導的な教育課題の研究テーマについて

先に示した報告書において、国立大学附属学校についての課題として

「大学と連携し、実験的・先導的な教育課題への取組の成果の普及が不十分な学校や、独自の関心に基づく教育・研究への意識が強いあまり、地域の公立学校に対するモデル的な取組が不十分」「附属学校園の研究・実践成果について、公立学校等において実際に活用された事例を把握しているのは30大学（68.2%）及び183校園（70.4%）である一方、教育委員会側は19教委（30.2%）しか把握していない。多くの附属学校が研究成果を研究紀要等の形でまとめて教育委員会等に提供しているが、研究テーマ自体が汎用性に欠けるものや、記述が詳細である一方でポイントが端的にわかりやすくなっていないものなど、地域の公立学校にとって活用しにくいものが多い現状がある。結果として、附属学校の教員がかかる膨大な労力と時間の割に、その研究成果が地域や全国で十分に生かされていない」といった指摘がなされている。

本学附属学校においてはどのような状況にあるかと言えば、各学校において今日的な教育課題をはじめとして、学校の特色を踏まえた様々なテーマを掲げて継続的に研究に取り組んでいる⁴。

例えば、附属横浜中学校においては、この間の学校研究として、「GIGAスクールを実現する」「資質・能力の高まりを支える学習評価」「学びに向かう力」を育む授業事例集」「深い学び」へと導く授業事例集」「『学びをつなぐ・ひらく』カリキュラム・マネジメント」と

³ ステイクホルダーへの意見聴取項目 巻末資料

⁴ 横浜地区と鎌倉地区とで、研究における役割が多少異なるところがある。横浜地区に関しては、今日的な課題に対応し、文部科学省の調査官等と連携し全国に研究成果を発信、鎌倉地区は神奈川県教育委員会、県内市町村と連携し、地域的な課題への対応や教員研修の場としての役割を果たしている。

【前原委員意見】

いった今日的課題をテーマとした実践研究に取り組み、県内外へ広くその成果の普及を図っている。

また、教育学部・大学院教育学研究科と附属学校の連携⁵については、令和3年度は7件、令和2年度は7件、令和元年度は10件といった状況である。分野は多岐に渡っており、例えば、「メタ認知を促す理科授業デザインに関する研究」（横小）、「小学校プログラミング教育」（鎌小）、「国際バカロレアの教育を生かした美術教育の研究」（横中、鎌中）等である。

報告書に示された国立大学附属学校の課題が全て、本学附属学校に当てはまるものではないにしても、本在り方検討委員会においても、「附属学校だから『挑戦』の価値があり、公立学校ではできないことを仕掛けていくことで地域における存在価値を高めることになり、地域に附属学校があって良かったという附属の存在意義にも繋がるものである」といった意見や、「形にとらわれることなく、実験的・先導的、そしてモデル的な新しい附属学校として再構築しない限りは存在意義を今や掲げることにはできない」といった意見も出された。

そこで改めて、今後に繋げるために「実験的・先導的」「モデルとなる」ということについて、以下のような視点から検討を行った。

- 「現代的教育課題へ挑戦する」を実現するため
 - ・地域と教育課程を共有、地域を巻き込みながらの活動モデルづくり
 - ・地域、神奈川県課題解決への示唆となるようなテーマ
 - ・大学、教職大学院と連携した研究（大学のリソースを活用）
- 少人数教育の教育的効果、ESD、インクルーシブな学校開発、県・市町村教育課題へ対応するために
 - (共通)
 - ・少人数学級を取り入れることで、エビデンスに基づく日常的な効果の検証
 - (鎌倉地区)
 - ・ユネスコスクールの指定を受けていることから、持続可能な開発目標に対する教育課題の実践、可能性について
 - ・小・中学校が同じ敷地にある立地を生かした小中一貫教育の在り方について
 - (横浜地区)
 - ・横浜地区（附属横浜小学校、附属横浜中学校、附属特別支援学校）にあるメリットを活かした実践
- ② 児童生徒の学校生活上の充実への対応について
 - 本学附属学校においても、公立学校と同様に、いじめの問題をはじめとして、不登校児童生徒、支援を必要とする児童生徒が一定数在籍することによる生徒指導上の課題が山積している。学校視察の際にも学校長等から、校内体制や指導する教員側の課題等について

⁵ 教育学部・大学院教育学研究科と附属学校の連携 巻末資料

【前原委員意見】

の説明があった。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職の配置や特別支援教育相談コーディネータの配置、校内の支援体制の構築といった点からも児童生徒の学校生活への安心・安全を確保することの難しさが指摘されていた。

さらには、学校施設の老朽化等による事故⁶や、教育活動を実施する上での不便さ⁷といった、喫緊に対応が迫られる課題も指摘された。

上記のような課題だけでなく、児童生徒が充実した学校生活を送るための教育活動の充実、外国につながるのある児童生徒への指導・支援や家庭への支援についても、欠かせない点であることも意見として出された。

こうしたことから、以下のような視点から検討を行った。

○少人数学級の実施

- ・国際的な学級規模での良質な教育の実践

○教育相談機能の充実

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した仕組の構築
- ・特別支援教育コーディネーターの配置

○安全で安心して学べる教育環境の充実

- ・老朽化施設への対応
- ・本学附属中学校における学校給食の整備

○先進的な教育実践の担い手として

- ・創造・共生社会を担う次世代人材の育成

③ 教職員の働き方改革への対応について

先に示した報告書においても、教員の働き方改革について以下のような記述がみられる。具体的には、

- 教員の多忙化として、「平成26年に公表された「OECD国際教員指導環境調査」(TALIS)では、日本の中学校における教員の1週間当たりの勤務時間は参加国・地域中最長である。また、平成29年4月に文部科学省が公表した「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)」においても、教員の長時間勤務の実態が明らかとなった。国立大学附属学校においても、各学校の管理職及びその他の教職員がそれぞれ勤務時間について改めて意識を持って勤務する取組と併せて、学校の業務改善のための施策を講じること等が求められる。」とある。

さらに、緊急に対応すべきこととして

⁶ 鎌倉中学校では壁が突然剥がれ、駐車していた職員の車に落下したという事故があった。幸い、生徒や職員にけがはなかった。

⁷ 横浜小学校では、構造的な面からの使いづらさ、横浜中学校は建物そのものが国の登録有形文化財であるといった点が指摘されている。

【前原委員意見】

○教員の働き方改革のモデル提示 (←○の位置が上の段落、下の段落とずれている)

・国立大学附属学校や各大学あるいはその連合組織は、率先して勤務時間管理を行うとともに、文部科学省において検討が進められている学校における働き方改革についての状況も踏まえつつ、業務改善に関する好事例を蓄積し、その効果や具体的な取組方法等のモデルをエビデンスに基づいてわかりやすく全国の学校に示すこと。国は、その促進のための措置を検討すること。

(←「とある。」が必要かも)

働き方改革が喫緊の課題であり早急に対応が求められることを踏まえ、本在り方検討委員会においても、働き方改革に関する協議について一定の時間を取って協議し、改めて本学附属学校における人事・労務面での現状・課題の大きさ、困難さについての認識を共有した。

本学5附属学校間の状況の差もあるが、その中でも、

- ・人事異動（交流人事）について
- ・傷病休者に代わる人員の確保について
- ・附属学校の役割、意義、必要性に対する教員間の認識の差について
- ・特定の教科における（県・市に教員数が少ない）人事異動が困難な状況について
- ・教育実習指導、教育実践研究、入試業務等といった業務による負担について
- ・教員の配置数に関しては公立学校と変わらない状況について
- ・部活動等における超過勤務に関する問題等への対応状況について

といった点をはじめとして、今後、適切な労働条件を確保・保障し、業務遂行における効率化、労働時間の管理の柔軟な運用等、大きく舵を切っていく必要があることを踏まえて、以下のような視点から検討を行った。

○多様な人材の登用

- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）⁸等の活用により教員と多様な人材の連携による学校教育活動の充実と働き方改革の実現
- ・ニーズにあった教員の派遣

○標準の教職員定数より若干多くの教員を配置するなどの工夫

- ・主幹教諭の増員
- ・少人数教育の実施
- ・教育の質の確保と教職員の業務負担軽減

○入試業務の見直し

- ・内容の見直し（最低限の入学選考、抽選を重視）
- ・新たな仕組みを導入することによる中学校入試の廃止

⁸ 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）プリントの準備や採点、電話対応、新型コロナウイルス対策の消毒作業などを行う。教員免許は不要で、国が人件費の3分の1を支払い、残りを都道府県や政令市が負担する。（文部科学省）

【前原委員意見】

○働き方の見直し

- ・教育課程の改善、学校行事の精選、部活動の外部委託化等

④ 学校生活について

「本校の使命及び学校目標を具現化するために、職員が一丸となって創造的かつ実践的に、そして楽しく教育活動に取り組んでいきたいと考えています。これまでの本校の歴史と伝統の上に立ちつつ、社会の変化に伴って教育の場として要請されている諸課題を真摯に受け止め、創造的かつ実践的に附属小学校ならではの新しい学校のあり方を提言していきます。」

これは本学附属横浜小学校のホームページにある学校教育目標の冒頭の文章である。他の本学附属学校のホームページにも同様に、自校の児童生徒にとって充実した学校生活を送るための基本的な考え方が示されている。こうした目標を実現するために、今後は、③で指摘した働き方改革と不可分の関係にあることから、ここについても大きな見直しの必要性があることから、以下のような視点から検討を行った。

○部活動の在り方の見直し

- ・部活動の外部委託化
- ・活動日、活動時間の見直し
- ・外部指導者の活用
- ・保護者が中心となって設立する団体の活用

○教育活動への保護者・地域の参加

- ・コミュニティ・スクールの組織との協働による教育活動の活性化等

⑤ 教育実習への対応について

教育実習に関しては、国立大学附属学校の使命・役割の3つの内のひとつに位置付けられており、その重要性についてここで改めて述べるまでもないことである。ただし、③の働き方改革の中で指摘したように、業務としての負担感が指摘されている状況である。

そこで、今後に向けて、以下の視点から検討を行った。

- 学部・大学院、附属学校が一体となった教育実習の実施

5 「本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方」の実現に向けた課題

上記3 (←4かも) で示した内容を検討する中で、改めて、諮問にある「本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方」について答申を取りまとめるにあたり、答申を実質的なものとするために解決が必要な課題が明らかになった。

ここで指摘する課題に関しては、解決が容易でないこと、一定の時間を要することも十分に

【前原委員意見】

想定している。しかし、先にも記したが、本学附属学校が、歴史の流れと共に、幾多の変遷はあるが、教育界における研究推進の役割を果たしてきた事実を重く受け止め、その歴史に新たな足跡を残せる体制・環境整備にできるだけ迅速に取り組むことが、今後の教育界全体に及ぼす影響は大きいと、在り方検討委員会委員の全員一致した見解である。

従って、横浜国立大学においては、この機会を逃して本学附属学校の未来という歴史を創ることは、現状を維持するよりも困難なことであることを認識していただき、是非とも、課題に向き合い、その解決に向け全学体制で取り組むことで、持続可能な教育の場としての本学附属学校の再建に努めていただくことを強く望むものである。

そこで、以下に、解決が必要と判断した課題について、その理由と解決に向けた方向性を示すこととする。

① 本学附属学校がその役割を十分に果たすために (←の?) 大学による適切なガバナンス⁹の必要性

本学附属学校は、横浜国立大学教育学部附属小学校・中学校校則（横浜国立大学学則（平成16年規則第201号）第14条）にその設置の根拠がある。そして、校則第1条の2において「附属小・中学校は、教育基本法及び学校教育法に基づいて義務教育として行われる普通教育を施し、かつ、教育の理論と実際に関する研究及びその実証をするとともに、横浜国立大学（以下「本学」という。）学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。」とその設置目的が示されている。

本学附属学校は、この設置目的に基づき、地域や児童生徒の状況、時代の要請等を踏まえ、自主的・自立的に学校経営を行ってきた。聞くところによると、その取組について「大学と本学附属学校との間にはそれぞれ干渉しあわないという暗黙の了解があった」という見解が一部ではあるとのことである。とは言え、学校の主体性・自立性を担保して教育活動が行われていたことが、結果として、これまで本学5附属学校で取組んできた数多くの研究の成果として、広くその価値を認められていることであり、重要なことである。

しかしながら、この主体性・自立性という言葉が隠れ蓑になって、学校組織として十分に機能していない状況に対して、大学として適切に判断し、運営がなされるような働きかけが行われていたのかと疑問視せざるを得ない状況も、今回の検討を通じて明らかになった。

横浜国立大学規則集 第7編 教育学部 第5章 附属学校の中に、「横浜国立大学教育学部附属学校部」という組織が位置付けられており、この組織については規則¹⁰で以下のように整理されている。（一部抜粋）

（目的）

第2条 横浜国立大学教育学部（以下「本学部」という。）に、本学部と各附属学校及び附属学校相互間の連携を強化し、連絡調整を図るとともに、附属学校における教育・研究

⁹ 「国立教員養成大学・学部・大学院・附属学校の改革に関する有識者会議報告書（H29年）」の（7）国立大学附属学校についての課題 ②大学との連携 においても指摘されている。

¹⁰ 横浜国立大学教育学部附属学校部規則 巻末資料

【前原委員意見】

を推進するために、附属学校部を置く。

附属学校部に、次の各号に掲げる事項を検討するため、附属学校部委員会を置く。

- (1) 附属学校の連絡調整に関する事。
- (2) 附属学校の教育及び研究の推進に関する事。
- (3) 附属学校部及び附属学校に係る規則に関する事。
- (4) 附属学校における教育実習計画の策定に係る協力に関する事。
- (5) 附属学校部及び附属学校の施設設備に関する事。
- (6) 附属学校教員の各教育委員会との人事交流に関する事。
- (7) 附属学校の児童生徒の健康及び安全に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、附属学校部に関する重要な事項
(附属学校部委員会の組織)

第6条 附属学校部委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 附属学校部長
- (2) 附属学校部副部長
- (3) 附属学校長
- (4) 附属学校副校長
- (5) その他附属学校部長が指名する者 若干名

とあり、平成29年4月1日から施行されている。

目的に示されているのは、本学部と附属、附属間との連携強化、連絡調整と附属学校における教育・研究を推進するために、附属学校部を置くことである。

つまり、この附属学校部は本学5附属学校における様々な課題等について協議し、解決に向けた話し合いが行われる場であり、そうした機能を有した組織として位置づけられていると言える。しかしながら、繰り返しになるが、ステイクホルダーからの意見聴取や本学5附属学校への学校訪問の際の管理職等からの説明、さらには本在り方検討委員会の協議においても、この附属学校部を支える教育学部本体、さらに言えば大学本体の本学附属学校に対する認識が果たして共有されていたのかと疑問視せざるを得ない状況であった。

具体的な内容についてこの後述べることとし、まずは、ガバナンスの強化として、体制の見直しを求める。

その際、本学附属学校が来るべき時代の中でその役割を果たすことを考えたとき、横浜国立大学が持つリソース・ポテンシャルを十分に活用して新たな附属学校の創造と教育活動の質の担保、充実を目指すならば、選択肢として大学附属とすることもあり得ると考える。今後は、幅広い視野に立ってどのような体制が求められるか、そしてその際、重要なことは、大学附属であっても教育学部附属であっても、従来通り、本学附属学校の主体性・自主性を担保したうえで、その役割を果たすために適切な学校運営がなされるために、透明・公正かつ迅速な意思決定が行われるよう工夫・改善を求める。

【前原委員意見】

次に、具体的な内容についてである。

ア 本学附属学校人事に関する事項

服務に関する地域学校と附属学校との違いについては、設置者が異なることから当然あって然るべきではあるが、前提として、事前の周知と納得があつてのことである。現実には、人事異動に際し、本学附属学校へ教員を派遣する自治体によっては、異動にあつての説明が十分でない状況があるのも事実である。本学附属学校への異動の理由、役割や身分上の位置づけ、給与、福利厚生等について説明が十分でないことによる不安感、モチベーションの低下等、ステークホルダーからの意見聴取の中で繰り返し指摘されている。その状況をステイクホルダーは「突然、人事異動を言い渡され、退職願を書かされ、長い時間をかけて通勤している職員もいる」と表現している。

併せて、全国的に教員の質と量の両面での確保が大変困難な状況の中で、いかに持続可能な交流人事を可能とするかについては、大学、各自治体双方にとって重要な点である。特に確保の難しい教科、さらには、産体育休代替や疾病者代替の制度の充実等についても対応が求められるところである。

こうした状況については、附属学校部としても認識しており、改善に向けた取り組みに着手したところである¹¹。

そこで、今後は、大学として県教育委員会等と緊密に連携をとり双方にとってメリットある人事を行うべきである。本学附属学校にとって、これまで以上に、意欲と能力のある教員を継続的に確保することが、今後の本学附属学校の発展に欠かすことができないと同時に、このことも大学によるガバナンスの強化の方針として明確に示すべきである。

イ 本学ヴィジョンを実現するために求める人物像の明示に関する事項

アの人事に関する事項とも関連することであるが、今後、横浜国立大学(教育学部)として本学附属学校教員としてどのような人材を求めているかということについて明確に示す必要がある。そのためには、まずは、横浜国立大学(教育学部)としてのヴィジョンが示されるべきである。

第2回在り方検討委員会に提出された「横浜国立大学教育学部ミッション」(別紙)¹²には、「地域との強固な連携を基盤に、地域の教育ニーズ・課題に対応できる高度な教員養成を推進し、学部・大学院・附属学校が一体となって大学の知を地域に循環させる」とある。このことを実現するためには、どのような人材が必要なのか、そうしたことが人事異動の際に示されることが重要である。

併せて、学校では児童・生徒の多様性を重視した取組が求められており、これから向かう時代はダイバーシティ&インクルージョンの視点は不可欠であると考え。従

¹¹ 神奈川県教育委員会と横浜市教育委員会において、不安感等の解消を図ることを目的として、本学附属学校との給与等の比較表を作成し、人事異動の際の活用が始まった。

¹² 「横浜国立大学教育学部ミッション」(別紙) 巻末資料

【前原委員意見】

って、指導にあたる教員集団においてもその視点が不可欠であることを明確に示す必要がある。

以上、①本学附属学校がその役割を十分に果たすために（←の）大学による適切なガバナンスの必要性に関しては、以下の3点について課題解決を図ることを求める。

- ・体制の見直し、その際には、透明・公正かつ迅速な意思決定が行われる工夫・改善
- ・大学として県教育委員会等と緊密に連携をとり双方にとってメリットある人事を行う
- ・本学ヴィジョンを実現するために求める人物像の明示、その際、ダイバーシティ&インクルージョンの視点

② 本学附属学校職員の働き方改革に関する事項

このことに関しては、先にも述べたが、適切な労働条件を確保・保障し、業務遂行における効率化、労働時間の管理の柔軟な運用等、大きく舵を切っていく必要がある。その際、働き方改革に繋げるために解決を図らなければならないことは様々ある中で、ア：労務上の課題（超過勤務への対応）について、イ：今後の部活動について、ウ：入試業務の見直しについて、エ：教員以外の専門職や外部人材の活用の4点に絞って述べる。

ア 労務上の課題（超過勤務への対応）について

本学附属学校教員の勤務の適用法令は、一般の労働法（労働基準法、労働安全衛生法）を適用し、勤務時間は、特例により1年単位の変形労働時間を適用している。本学附属学校には、公立学校にはない業務（教育実習指導、教育実践研究、入試業務）があるため、業務そのものを公立学校と比較すると、過度の負担が生じている。こうした状況に対応するために、年の変形労働制に加えて、超過勤務手当の支給により対応している現状がある。具体的な超過勤務の実態を直近の令和4年度実績（4月～6月の合計）で見ると、附属鎌倉小学校は727時間、附属鎌倉中学校は1349時間、附属横浜小学校は1059時間、附属横浜中学校は1310時間、附属特別支援学校は522時間、5附属学校合計で4967時間に上っている。超過勤務の主な理由は、年度初め業務、行事準備、部活動（中学校）である。

ステイクホルダーの意見聴取では、大変厳しい意見が散見された。本在り方検討委員会としては、先に述べたように、適切な労働条件を確保・保障し、業務遂行における効率化、労働時間の管理の柔軟な運用等を引き続き求めるものである。

その際、手当の対象は、附属学校の使命とも関連し「普通教育」「教育研究」「教育実習」に係る内容とし、特に中学校の部活動に関しては、公立学校での「特殊業務手当」と同等の内容とすることが望ましい。

併せて、超過勤務については校長が命令すべきものであることから、本学附属学校における校長の職務権限に関し、副校長との職務整理が必要である。

【前原委員意見】

イ 今後の部活動について

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）（概要版）¹³には、部活動の意義として、（以下、概要版の一部を引用）

○生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。

○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。と整理されている。一方で、課題として、

○近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。

○競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。

○地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

そのうえで、今後の方向性として、

○まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする

○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途

○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進

○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む

○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進 ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

と示されたところである。

本在り方検討委員会でも上記の内容を踏まえ、それぞれの委員の立場から意見が出された。生徒にとっての教育的価値の側面と深刻な教師の業務負担の側面とで、意見が拮抗した。併せて、外部委託に関しては、持続可能であるということをもどのような仕組みとして整理できるかという点で、大学組織の活用や同窓会、保護者の協力といった視点も出されたが、以下の結論に達した。

本在り方検討委員会としては、働き方改革の視点から「教員の負担をなくす」ことを基本的前提とし、外部委託の方向性が望ましいとする。

その際、すでに本学附属横浜中学校では部活動の外部委託の方向が示されており、その取組を本学附属鎌倉中学校と共有し、それぞれの地域性さらには持続可能な仕組みとして整理することを基本としつつ、足並みをそろえての対応とすべきである。

ウ 入試業務の見直しについて

¹³ 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）（概要版）巻末資料

【前原委員意見】

このことに関しては、働き方改革の視点と今後の本学附属学校が目指す方向性の視点から議論がなされた。本在り方検討委員会としては、入学試験に関しても、働き方改革の視点から「教員の負担をなくす」ことを基本的な前提とし、業務の軽減・精選を図る方向性が望ましいとする。

従って、業務委託ができるものは委託をするなど、確実に教員の負担軽減につながる具体的な対応を図ることを望む。そのうえで、今後の本学附属学校の在り方の方向性が決定した段階で、そのコンセプトにふさわしい入学者選抜の在り方の見直しを図ることを要望しておく。

エ 教員以外の専門職・外部人材の活用

このことに関しても、児童生徒が抱える様々な課題に対して迅速にかつ適切に対応するといった視点や、地域・社会のニーズを踏まえた実践や研究を進めていくために多様な児童生徒を支援するために継続的に配置するといった問題とも関連している。

本在り方検討委員会としては、教員の働き方改革の視点から「教員の負担をなくす」ことを基本前提として、教員の業務を明確化、重点化し、教員以外の者ができる業務は他の職種の者が担うなどワークシェアリングを進めて行くべきである。

その際、学校における相談体制の充実が急務であることを考えると、ケース会議等が円滑行われるために、特別支援教育コーディネーターの配置、さらには専門職としてのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの適切な配置が求められる。

また、これからの学校は地域との協働・連携は不可欠であることから、コミュニティ・スクール的な仕組みを導入する等、積極的に外部のリソースを学校に取り入れることで教育活動の活性化を図ることが重要である。

③ 学級数・学級定員に関する事項

1 学級あたりの児童生徒数については、教育の質の保証、教員の長時間勤務・業務量等多数の問題と関連していることについて、ステイクホルダーからの意見聴取でも指摘があった。今回の諮問にある「本学附属学校が持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方、果たすべき役割」を実現するには、少なくとも、附属学校として求められる先進的な教育実践と教員の働き方改革を同時に追求していくことが重要な鍵になると考える。

そうした観点から、学級数・学級定員に関しての見直しは必要である。

具体的には、学級の定員については、国際比較の中で日本の平均学級規模が大きいことから、OECDの平均並みに20人程度とすることが望ましい。

学級数に関しては、次のような報道がなされた（令和5年2月6日）¹⁴こともあり、本学附属学校の学級数に関しては、教員養成に対する政策的需要が周期的に変動することな

¹⁴ [教員免許、2年で取得可能に 短大向け制度を4年制へ拡大—文科省：時事ドットコム \(jiji.com\)](https://www.jiji.com/jc/article?k=2023020601103&g=soc)
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023020601103&g=soc>

【前原委員意見】

どを踏まえて、慎重に考える必要がある。(報道文一部引用)

「文部科学省が2025年度から、最短2年で小中学校などの教員免許を取得できる教職課程を4年制大学に新設する方針を固めた。従来短大の教職課程で得られる「2種免許」を特例的に4年制大学にも拡大するもので、留学などを経験した多様な人材を教員として確保する狙いがある。」としている。」

但し、現在、本学附属鎌倉小学校3クラス、中学校4クラスとばらつきがあることは、今後の本学附属学校の在り方に応じた見直しを行うべきである。

④ 教育実習に関する事項

1はじめに、でも触れたが、平成29年8月に出された報告書において、「教員需要の減少期にあっても、国立教員養成大学・学部は、その教員養成・研修機能を強化して引き続き我が国の教員養成において中心的な役割を果たし、教員養成の質の向上を先導する使命を担っていくべきである」との考えが示されている。さらに、先般、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～(答申)が令和4年12月19日中央教育審議会から出された。その中で、次のような記載がある。

「実務家教員の育成に関し、附属学校を活用していくことも有効であると考えられる。教育委員会からの交流人事教員も含め、附属学校を拠点として教職大学院修了者や実務家教員を輩出するサイクルの構築に取り組むことが求められる。あわせて、附属学校においては、社会の変化を的確に捉え、学部、教職大学院と一体となって、全国・地域における研究の中核拠点として先導的に教育課題に取り組むとともに、「授業観・学習観」の転換を促す教育実習や学校体験活動の充実に取り組んでいくことが重要である。」と。

← この引用部分は答申の【実務家教員】のところに出てきていますが、下にある「教員になりたい人材」をきちんと育てる話につなげるのであれば、同じ答申の31ページの、次の段落の方がよいかもしれません。

全ての学生が一律に、教職課程の終盤に教育実習を履修する形式を改め、取得を目指す免許状の学校種の違い等も考慮しつつ、それぞれの学生の状況に応じた柔軟な履修形式が認められるべきである。

具体的には、短期集中型の従来の履修スタイルに加え、通年で決まった曜日などに実施する教育実習や、早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する方法なども想定される。また、異なる学年の学生が同時に参加する形を取ることで、上級生がメンターとしての役割を担うようにする等の工夫を行うことも考えられる。いずれも、現行制度上で可能であり、各大学の創意工夫により、教職科目と学校現場の教育実

【前原委員意見】

実践を相互に関連付けながら学びを深める取組を進めることが重要である。

繰り返しになるが、国立大学附属学校の使命・役割に教育実習の実施が位置付けられている以上、上記の答申で示された内容は今後、その実現へ向けての対応が求められるところである。

こうしたことを前提としつつ、改めて、今後の教育実習に関しては、「教員になりたい人材」を増やしていくことができる仕組みであることが重要である。現在は、附属学校教員の情熱によって支えられているが、今後は、質の充実を図りながら、ある程度時間内で進められるような新しい形の教育実習の方法を模索していく必要がある。具体的には、教材研究の方法、指導教官による指導の在り方、研究授業実施に至るまでのプロセス等、教職大学院とも連携しながら取組を進めることを望む。

⑤ 施設の老朽化への対応に関する事項

このことについては、児童生徒、教職員の安心・安全のために、本学附属学校の今後の在り方に合わせて、施設に関する整備計画等を作成し、計画的に改善をしていくべきである。とは言え、緊急を要するものもあることから、早急な対応が望まれる。

このことに関しては、ステイクホルダーの意見聴取の中でも、「附属鎌倉中学校においては、壁の落下等の危険に対して応急処置で済まされており、抜本的な対策がなされていないのは周知の事実です」と記載がされており、二次被害が起きる前に抜本的対策を講じる必要がある。

以上、5点にわたって、解決が必要と判断した課題について、その理由と解決に向けた方向性を示した。次の6で示す「本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方及び今後の本学附属学校が果たすべき役割と改善方策について」を実質的なものとするためにも、具体的な取組の第一歩を早急に踏み出すことを期待するものである。

次回の会議でこの部分を明確にする

6 本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方及び今後の本学附属学校が果たすべき役割と改善方策について

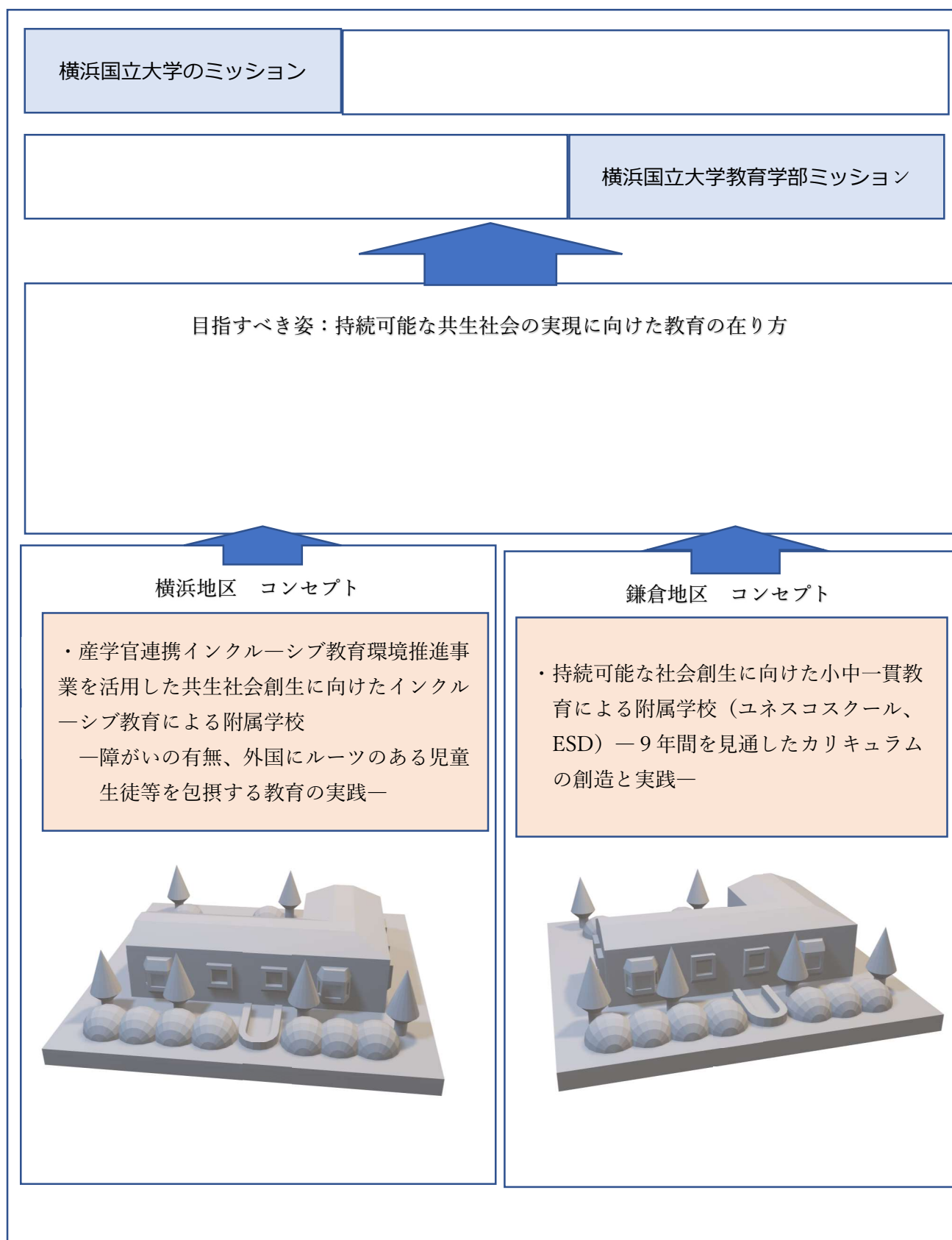
今後の社会の急激な変化や複雑化へ対応しさらに発展させて行くために、本学附属学校の置かれている現状を踏まえながらも未来志向で、その在り方、役割について検討することが本在り方討委員会の役割・使命と位置づけ、検討を行った結果、次の認識に至った。

ここに5 附属パッケージと考えた理由

【前原委員意見】

パッケージによる効果・成果 等、言葉による説明を記載

図で表すことも考えている（例）



【中戸川委員】

答申素案第一次案について、拝読いたしました。
大変よくまとめていただいたと思います。
笠原先生、素晴らしいです。

P13～P14 にかけて「ウ 入試業務の見直しについて」の記述がございますが、「入学希望者の抽選制などの検討も必要である」といった内容を盛り込むことはできるでしょうか？
「コンセプトにふさわしい入学者選抜の在り方の見直し」といった記載内容に含まれるとは思いますが、具体的に「抽選制等」を明記する方がよいかと思います。
ご検討くださいますよう、よろしくお願いいたします。

平塚ろう 中戸川